

近世山里の年貢と山茶

——阿波国那賀郡木頭村を中心に——

町田 哲

はじめに

本稿の目的は、阿波国那賀郡木頭村を対象として、近世山里における年貢収取の特徴を、歴史的に解明することにある。その際、i 支配とその転換が年貢収取に与えた影響、ii 焼畑に相即的な山茶の存在形態と年貢収取との関係、この二つに特に注目して検討したい。それは、以下の点を重視するからである。

第一は、徳島藩における年貢収取の特徴である。徳島藩の年貢収取の特徴については、宇山孝人氏の「春請制」を中心とする一連の研究がほぼ唯一の研究である⁽¹⁾。氏は、①「春請制」が、一七世紀前半（慶長・寛永期）には成立しており、以後幕末までその方式が貫徹していたこと、②春請とは、過去の年貢実績を参考に、春に「請」を定め、検見を要請する否かを百姓が選択可能であり、③本年貢のうち、夏年貢を麦、残る秋年貢を米で納入するもので、④水本邦彦氏のいう西国諸藩の土免制⁽²⁾——作柄ではなく、土地善悪・面積から構成される土地を基準に免を決定する——と共通している点を指摘した。ただし、宇山氏の研究は一七世紀前半の制度的解明に限定されており、近世を通じて村に即した年貢収取の実態解明は、意外なことにこれまで存在しなかった。本稿の分析は、宇山氏の見解に多くを依拠しているが、新たに、一七世紀から一九世紀を通して、一つの村に即して具体的に検討することで、年貢収取方法のあり方とその変化⁽³⁾を解明し、それが村社会に与えた影響を考察したい。これが第一の課題である。

その際、山里に即していえば、年貢の銀納化が焦点となる。この点に関して、既に大賀郁夫氏の日向国椎葉山の研究や、吉田伸之氏の信濃国清内路村の研究が

（キーワード：二年貢、山茶、焼畑、徳島藩、近世）

あり、近世初頭段階では無高だった山里に検地が入り、年貢銀納化がもたらした意味や影響が考察されている⁽⁴⁾。本稿が対象とする木頭村とその周辺地域は、上記の地域とは異なり、既に一六世紀末に検地が実施されたケースであるが、年貢の現物納から銀納化への変化が地域に与えた影響を、具体的に検討する。

第二は山茶の製造と年貢収取との関係である。山茶は、焼畑耕作の火入後も根が生き残り、焼畑後に萌芽・生育し、二次林の樹陰に覆われると根のみ残るという特徴を有する⁽⁵⁾。つまり山茶は、焼畑（火入）という人為的攪乱とその後の植生遷移という、焼畑対象地である山の循環的な利用サイクルの中でも生き残る、焼畑に適合的な植物だった。歴史学の分野でも、大賀郁夫氏が椎葉山を事例に、焼畑耕作後の焼畑休閑期一四～五年間に自生する山茶が、重要な換金作物だったことを明らかにしている⁽⁶⁾。

一方、四国山地の山茶については、かつて照葉樹林文化論の中で注目され、とくに山茶をもとにした後発酵茶と東南アジアの後発酵茶の類似性から、「稲作以前」に日本列島に伝播したものと理解されてきた⁽⁷⁾。しかし、文化人類学の片岡樹氏は最近の論稿の中で、①照葉樹林文化論は伝播時期も経路も特定されないまま、類似性のみを根拠に伝播を論じるという致命的欠陥を抱えていたこと、②後発酵茶は四国山地の製茶法の起源ではなく、むしろ釜炒茶が先行して展開しており、③その原料である山茶も、近世幕藩体制下での商品経済と課税システムの中で展開してきたことを展望した。後発酵茶の東南アジアからの伝播という図式は破綻しており、それぞれの地で平行進化を遂げてきたというわけである⁽⁸⁾。この提起をうけ、歴史学の立場から実証的に応えることが求められよう。そこで



図1 木頭村周辺地図

町田哲「一九世紀前半の椎茸生産と流通—徳島藩領那賀川上流域を事例として—」
塚田孝・八木滋・佐賀朝編『近世身分社会の比較史—法と社会の視点から—』清文堂出版、2014年、40頁・図1をもとに筆者作成

表1 木頭村の土地

内訳	面積	高
全体	田畠 3町5反7畝11歩	25石8388
古御蔵分	田畠 5反5畝27歩	3石5010
うち慶長8年帳	田畠 4反5畝4歩	2石2910
うち同上川成	田畠 1反 5歩	1石2040
うち元禄12年帳	畠 18歩	0石0060
山田織部上知分	田畠3町 1畝14歩	22石3378
天正17年帳		

出典：享和2年(1802)4月14日「那賀郡木頭村惣御高川成等相調へ指出帳」〔湯浅 BB6-12〕

一八世紀後半まで木頭村の土地は、家老山田家の地方知行と、藩の直轄地である「御蔵地」から成り立っていた(以下、それぞれ「給地」、「蔵入地」と略す)。表1は、一九世紀初頭における木頭村の土地の内部構成である。田畠三町五反七畝一一歩と僅かで、村高二五石八斗三升八合八勺と極小の村高であるが、これは仁宇谷北俣筋に共通する傾向である¹⁾。

表のうち「山田織部上知分」とあるのが、かつて給地だった土地である。四国平定を平定した秀吉による四国「国分」をうけ、天正一三年(一五八五)八月、阿波に入国した蜂須賀家は、同一七年には太閤検地の原則にも

本稿では、当該地域の山茶生産と茶製法がどのように展開したのか、この点を年貢取と商品経済の展開との関わりの中で考察することを、第二の課題とした(9)。

なお、主な分析対象とする木頭村は、仁宇谷北俣筋(現・坂州木頭川流域)に位置する(図1)。北俣筋は、近代に入ると、那賀川上流の海部郡木頭山三ヶ村(木頭上村・平谷村・古屋村)、仁宇谷を含めて、「木頭林業地帯」を構成するが、近世段階の北俣筋では材木業は未だ盛んではなく、主たる生業は、「切畑」での焼畑農業とその休閑地での薪炭・茶・楮生産などであった¹⁰⁾。以下で利用するのは、那賀郡木頭村湯浅家文書である。湯浅家は、木頭村で近世初頭以来、村の肝煎役を勤め、一八世紀末に庄屋となり、文政五年(一八二二)以降は周辺二五ヶ村からなる木頭組を管轄する組頭庄屋を務めた家である。そのため当文書群からは、木頭村の実態を、木頭組の広域的な有り様の中で捉えることが可能となる。当文書群については、近年までごく一部だけが周辺の自治体史に引用・紹介されてきたが、二〇一四年より鳴門教育大学日本史研究室が全点整理・撮影の調査を実施している。本稿は、その成果の一端である。以下、湯浅家文書を典拠とする場合は「湯浅A-I」のように、文書整理番号を略記する。

一、木頭村の土地構成

表2 17世紀後半の木頭村における年貢内訳

地目	反数	高	山成・川成		残		物成	年貢率・備考
			反数	高	反数	有高		
田	16反7畝1歩	15.4148石	0反8畝2歩	0.8596石	15反8畝29歩	14.5552石	5.33464石	376分6厘余
畠	10反9畝5歩	5.3154石	2反9畝14歩	1.4592石	7反9畝21歩	3.8562石	0.7173石	
居屋敷	1反1畝14歩	0.7361石	0反2畝	0.130石	0反9畝14歩	0.6061石	0.36366石	苧麻
切畑18ヶ所	(なし)	0.936石	(なし)	(なし)	(なし)	0.936石	0.3744石	
合計(田畠)	28反7畝20歩	22.4023石	3反9畝16歩	2.4488石	24反8畝4歩	19.9535石	6.790石 0.056石	内へ麦 秋成米三ツ折二次 桑・梶年貢

典拠：元禄2年(1689)5月20日「(木頭村年貢高書き上げ)」[湯浅 B 2-3-18]

とづいた領国検地を実施した(天正検地)。木頭村の給地分は、この天正検地によって把握された土地である¹²⁾。木頭村を含む仁宇谷一円は、天正検地に反抗した土豪らによる仁宇谷騒動を鎮圧した重臣山田織部佐宗に与えられ¹³⁾、以後、山田家の地方知行支配のもとにおかれた。ただし、宝暦二年(一七六二)、当時の当主で仕置家老の山田織部が一〇代藩主蜂須賀重喜を呪詛した廉で五月二三日に切腹させられ、いったん山田家は断絶となった。ただし「先祖有功」を理由に同日付で一族山田八左衛門に山田家「苗字」を相続させ一〇〇〇石で中老身分に取り立てた¹⁴⁾。その結果、給地約五〇〇〇石のうち四〇〇〇石分が上知され蔵入地となった。木頭村の給地分も、その際にすべて藩に上知された。給地分は、田畠三町一畝一四歩(高二石三斗三升七合八勺)と、村高のうち八六・五%を占めていた。

一方、「古御蔵分」が、蔵入地である。面積は五反四畝二七歩(高三石五斗一合)とわずかで、慶長八年(一六〇三)の慶長検地で把握された土地と、川成後に再開発された土地等によって構成されていた。慶長検地は、「荒御検地帳」とも「新開之帳」とも表記されたように、天正検地後に開発された土地を対象としており¹⁵⁾、木頭村の蔵入地は、山田家給地以外の部分から成り立っていた。

ただし、元禄二年(一六八九)五月に木頭村肝煎又十郎(湯浅家)が山田家家臣清水伝右衛門に提出した給地分の年貢内訳(表2)によると、慶長検地帳に登録された切畑一八ヶ所(高九斗三升六合)や、同じく慶長検地

表3 近世初頭の山田家知行分—慶長2年(1597)—

村名	知行高(石)	寛文4年(1664)村高
荒田野(南荒田野村)	1091.0246	1641.928
山口村	497.193	799.163
内田木庄	328.137	
深瀬村	44.700	≒ 44.516
坂理村(十八女村)	46.490	47.540
大井五村	72.167	
水井村	54.7067	73.453
谷杉(若杉カ)	9.746	
細野	21.397	41.394
阿瀬比	135.1923	≒ 136.214
中山	228.682	≒ 227.377
和食	431.483	≒ 422.954
城廻(和食カ)	24.5632	—
仁宇谷木郷分・北俣分	2400.743	< 2659.275
海部郡由木(由岐)	40.000	145.830
合	5326.225*	—

出典：『藩士知行高』(徳島県立図書館所蔵・呉郷文庫)のうち「山田彦八郎知行分」

*「右之内三百石ハ山田織部助堪忍分ニ遣之」

**寛文4年(1664)3月15日「阿波国十郡郷村田畠高辻帳」

(国文学研究資料館所蔵『蜂須賀家文書』27A-679)

で掌握された桑・梶が、給地年貢分に組み込まれていた。その理由は不明である。また、村高から山成・川成分を除いた有高(年貢負担対象となる基準高)は、高一九・九石余で、その多くを田高が占めていた。

以上のように木頭村の土地は、田畠の大半が給地で、ごく一部が蔵入地という構成であった。では、村は年貢をどのように上納していたのだろうか。給地と蔵入地にわけて、それぞれ検討していこう。

一、給地の年貢上納

(1) 家老山田家の地方知行支配

木頭村の年貢収取を検討する前に、家老山田家の地方知行支配の特徴にふれておきたい。木頭村を含む仁宇谷・仁宇谷北俣筋は、近世初頭以来、家老山田家の地方知行地が領域的に展開した地域である。しかし、山田家の地方知行地は宝暦二年(一七六二)に藩に上知されたため、山田家側の史料は現存せず、従来その実態については未解明であった。もとより本稿は、地方知行支配そのものの本格的な解明を課題とするわけではないが、村側に残された限られた史料から、可能な限り地方知行支配の実態と、村社会に与えた影響についても考察したい¹⁶⁾。

蜂須賀家家臣の給地がわかる史料として、慶長二年(一五九七)二月作成の『藩

表4 山田織部給地の御林一覧

筆順	御林名	大廻 (丁)	村名	樹種	運上銀(匁)		備考
					真木	雑木	
1	つりらた	19	出羽	真木	1600	—	
2	大用知蔭	16	坂州	雑木	—	180	
3	棚ごや	36	?	真木	7500	—	雑木は払休俣
4	ごぼん	6	白ヶ谷	雑木	—	—	請明8年
5	こやぎ	19	?	雑木	—	—	請明9年
6	後谷	50	水崎*	真木	25000	1000	
7	高畠	55	水崎*	真木	700	—	雑木は加茂村源四郎請所・運上済
8	武俣	18	花瀬*	雑木	—	—	請明6年
9	つエの上	15	花瀬*	雑木	—	—	(宝暦5)亥年迄ニ伐跡
10	日浦向	50	花瀬	雑木	—	8000	
11	午ノ瀬	15	日浦*	雑木	—	—	請明6年
12	揚倉(上倉*)	12	日浦*	雑木	—	—	(宝暦12)午年迄ニ伐跡
13	おつ立(迫立*)	65	音谷*	雑木	—	—	請明6年
14	焼尾	50	蔭谷	真木雑木	200	—	請明7年
15	日浦向	—	花瀬・蔭谷	雑木	—	—	(10と重複)
16	保毛新留	22	朴野	雑木	—	—	請明6年
17	朝出	17	(朴野?)	雑木	—	—	請明7年
18	十郎	20	朴野*	雑木	—	—	請明9年
19	くす丸	12	大久保	雑木	—	—	午年迄ニ伐跡
20	草井谷	15	(大久保)	雑木	—	2000	午年迄ニ伐跡
21	せんば	9	(大久保)	雑木	—	—	午4月迄ニ伐跡
22	すで	12	?	雑木	—	—	請明10年
23	栗ノ木谷用水林	23	(入野?)	雑木	—	3800	
24	しでノすこ	8	?	雑木	—	—	巳極月迄ニ伐跡
25	溝下五分山	12	?	雑木	—	500	
26	ふとの用水林	4	西納	雑木	—	—	用水道具ニ伐尽
27	つゝらかけ	29	西納	真木雑木	2700	6500	
28	小おろかけ	24	内山	雑木	—	—	請明11年
29	猪ノ尾	40	内山	雑木	—	—	請明3年
30	あんの上	14	井野谷	雑木	—	—	請明6年
31	轟谷用水林	5	平野	雑木	130	170	
32	暮谷	15	平野	雑木	—	—	請明7年
33	中内用水林	4	(平野)	雑木	—	—	請明5年
34	中原用水	5	(平野)	雑木	—	—	用水道具伐
35	中ヶ谷	22	榎谷	真木雑木	2300	—	雑木請明7年
36	杉佐古	25	馬路	雑木	—	—	請明7年
37	おく山	19	谷内	雑木	—	—	請明3年
38	石根測	7	?	雑木	350	—	雑木請明8年
39	棚野	5	?	雑木	—	—	請明3年
40	花折用水林	1.5	?	雑木	—	50	
41	くろ石用水林	5	?	雑木	—	150	
42	西ノ上用水林	2.5	?	雑木	—	—	用水道具伐
43	新田井ノ上用水林	3	?	雑木	—	80	
44	井ノ上先用水林	5	鮎川	雑木	—	300	
45	わらし谷用水林	5	延野	雑木	—	—	請明8年
46	段所	7	?	雑木	—	850	
47	まき谷	4	延野	雑木	—	250	請明15年、立置が御為
48	とふうら	15	?	雑木	—	—	請明7年
49	ほき用水林	6	?	雑木	—	500	
50	石小屋	25	入野	雑木	—	1500	
51	かき谷用水林	4.5	?	雑木	—	—	請明5年
52	尾山谷	45	朝生・百合	雑木	—	—	請明11年
53	宮ノ上	1	?	雑木	—	—	請明3年

54	尻内用水林	5	?	雑木	—	200	
55	野々ほけ	10	?	雑木	—	—	杉22本・栗40本50目、雑木請明10年
56	才野々 (才ノ丸か)	8	百合	雑木	—	—	椎木1000目、立置が御為
57	鳩巣	8	百合谷	雑木	—	850	
58	大戸坂	50	?	雑木	—	2500	
59	井ノ上用水林	2	仁宇	雑木	—	45	
60	よる滝	9	?	雑木	—	5500	
61	さくら	25	?	雑木	—	—	請明3年
62	小仁宇用水林	5	和喰	雑木	—	—	左八兵衛・戸一郎預り
63	用水林	4	(和喰)	雑木	—	1600	猪ノ原上権右衛門預り
64	坂口	3	(和喰)	雑木	—	150	吉右衛門・勘右衛門・源次郎預り
65	坂本	10	(和喰)	雑木	—	2100	□広預り
66	八幡原	13	(和喰)	真木	8800	—	七助・喜平預り
67	用水林	2	(和喰)	雑木	—	—	用水道具伐り、平左衛門預り
68	用水林	3	(和喰)	雑木	—	90	用水道具伐り、和左衛門預り
69	弥六家ノ上	5	(和喰)	雑木	—	500	弥六・勘六・庄助預り
70	用水林庄助家上	3.5	(和喰)	雑木	—	110	庄助預り
71	南川	90	(和喰)	雑木	—	—	現在請所
72	南川原	5	(和喰)	雑木	—	500	与兵衛・次郎台右衛門預り
73	青水	8	(和喰)	雑木	—	—	請明8年
	合計	269				8800	14145

典拠：宝暦13年（1763）2月16日「山田織部上り林積帳ひかへ」（野村家文書／徳島県庁写本）『日本林制史調査資料』徳島藩第7号（マイクロフィルム版）

士知行高』（写本、呉郷文庫、徳島県立図書館所蔵）がある。そのうちの山田彦八郎知行分を示したのが、表3である。知行地全体は高五三二六石二斗二升五合にのぼり、その範囲は那賀川上流の仁宇谷北俣筋から中流域の仁宇谷、やや下流の深瀬村までの流域と、東側の荒田野・山口村にまで及んでおり、那賀郡中部・西部の山間部にはほぼ領域的に広がっていた。平野部を中心に複数の給人による分散相給村が中心で⁽¹⁷⁾、散り掛かり的に給地が展開する場合は多い徳島藩家臣団にあって、この点は家老山田家の地方知行の一つの大きな特徴である。とくに仁宇谷（本郷分・北俣分）は、高二四〇〇石七斗四升三合と、知行地全体の四五・一%を占めていた⁽¹⁸⁾。注によると、知行高のうち三〇〇石は山田織部助の隠居領であった。なお、大身の家臣は、城下に屋敷を拝領するだけでなく、知行地に代官所をおくことが許されていたため、山田家も、徳島の出来島に屋敷地を、給地内の和食村にも御用所を設置していた。

今一つの山田家の地方知行の特徴は、田畠のみならず山にも支配が及んでいた点にある。給地御林の存在である。表4は、山田織部一件の翌年二月に藩に上知された給地御林の一覧である⁽¹⁹⁾。那賀川上流の北俣筋から中流域にかけて全七三ヶ所が存在した。那賀川中流域の仁宇谷一帯、とりわけ右岸北斜面は、藩領内でも有数の御林集中地域であったが⁽²⁰⁾、藩が直轄する御林の周辺部に、比較的小規模（大半が周囲五〇丁未満）ながらも、給地御林が相当数存在していたのである。その特徴は第一に、用材確保のための真木御林は少なく、圧倒的多数が、薪炭を確保する雑木御林であった。第二に、給地御林では請負が広く展開し、そこから運上銀を給人が徴収できた。「運上銀」欄の銀高は、その時点ですぐ請負に委ねた場合に徴収可能な運上銀の見積を示す。計上されているだけでも真木運上が銀四九貫目余、雑木運上も約銀四〇貫目、合計は銀八九貫目余に及ぶ。それだけ給人山田家は給地御林から運上銀を確保することが可能だったのである。

それとの関連で第三に注目されるのは、給地御林の利用（請負）サイクルである。運上銀が計上されず、備考欄に「請明〇年」とあるのは、「請明」つまり直前の請負終了から何年経ったのかを示している。例えば4番こぼん御林の場合、「右御林請明ヨリ八年ニ罷り成り候得共、御銀成不申」とあるが、これは請負による雑木伐採後、未だ成木とはなっていないために、今請負人に払下げようとしても薪炭を確保できず、運上銀が期待できないことを示している。表では請明三年から一五年まで確認できるが、例えば47番のまき谷御林の場合、「請明より十五年ニ相成、只今御払被遊候へハ式百五拾匁程モ可仕と奉存候へ共、先々御立置被遊候ハハ御為成可申と奉存候」と、請負終了から一五年たった場合、請負人に払下

げること銀二五〇目ほどならば確保できるが、(まだ小木なので)今少し成育させ、後年に請負に委ねた方が藩の利益になる、と御林番人が意見を付している。雑木請負の場合は、伐採から次の伐採まで一五年以上二〇年程度の間隔が必要だったと考えられる。逆にいえば「請明〇年」の記載がある御林では、〇年前までは、山田家が請負により運上銀を確保できたことになろう。

第四は、用水林の存在である。用水林は那賀川中流の中でも、和食や西納・平野といった比較的田地が広がる村々に存在し、42・67・68番のように実際に用水道具が確保されていた。用水道具のための森林資源が給地御林に登録されていた場合、百姓がそこを利用するためには、運上銀を納めなければならなかった。

こうして給地御林は、藩邸・造船など藩の御用木供給地である藩の主要な御林とは異なり、一八世紀半ばの段階で既に、請負(真木・薪炭)に基づき、運上銀確保が期待される場となっていた。なお、帳面の末尾に計上された御林の総数は三二五ヶ所、運上銀の総額は銀一四七貫二九匁にのぼる。山田家の地方知行支配は、こうした豊富な森林資源によっても支えられていたのである。

(2) 宝暦六年の仁宇谷騒動にみる給地支配と矛盾

宝暦六年(一七五六)に「御領惣百姓」が山田家代官による苛政を訴えた、いわゆる「宝暦六年の仁宇谷騒動」が勃発した。この年の八月一日に山田家当主織部之助が病死し、一〇月に山田斎が相続すると、「郷中百姓中御領一統」数百人が徳島の山田屋敷に二度にわたり詰めかけた。対応した山田分家与吉郎が「詳細は和食の御用所で命じる」旨を伝えると、ようやく一統は帰った。その後、与吉郎は和食御用所で百姓らの願いを聞き届け「数々懸りもの」を免除するように命じたという。「大騒動二而、誠二前代未聞之事」とも評されたこの騒動は、郷中百姓が、代々家老であった給人山田家に対し、年貢・諸懸物負担の減免を求めたものだった^②。その詳細はこれまで不明であったが、今回の湯浅家文書の調査によって、「御領惣百姓」による歎願書写が確認された。いずれも「先年」と対比する形で「近年」の給人代官の措置により、百姓がいかに困難な状況に追い込まれているかを指摘するもので、とくに検地・年貢納入・減免や、独自の御用・役負担の実情が、百姓の視点から示されている。従来不明だった、給人山田家による地方知行の実態を逆照射できる貴重な史料であるため、全文を掲載する。

【史料一】「湯浅 G62」(付紙)記載は、本文の一つ書きに付されたもの(端裏書)「木頭村」

申上ル覚

①、岡宮忠右衛門様御領一統御検地御入被成、田畠山迄地詰、段々御年貢高請二被仰付二附、百姓共困窮奉迷惑仕候御事

(付紙)「諸検地之通可被仰付候」

②、御年貢納方、先年八米二而も代米二而も百姓共勝手次第被仰付、代銀二而も上納仕分ハ、御屋敷二而も又ハ郷中にても作人共勝手次第第二被仰付、時々町相場にて被召上、米二而上納仕分ハ小升二而御座候処、近年ハ斗升二而落斗り、其上石二附有来ル四升六合之増米御取被成候、御検地之節小升二而合毛請二御極被成候処、近年斗升二而御納相成候二付、五升余程増米二而、迷惑奉仕候御事

(付紙)「小升二而被召、四升六合之増米被仰付候事、尤清水官左衛門様御詮議之上、前々之通被仰付候と御申渡候」

③、御年貢之儀、先年ハ霜月切二不罷成候分ハ、御詮議之上、明ル三月御算用迄、米二而も代銀二而も町相場二而被召上り候処、近年ハ霜月晦日切二皆済不相調納メ、不足之分ハ極月朔日御定直段被召上候てハ、迷惑奉仕候御事

(糊外れ付紙、三条目カ)「御公儀御作法之通可被仰付候」

④、御薪ハ、先代ハ川長河近キ御林二而御「被遊二付、伐役迄二而御座候故、被下置候賃飯米二而相調申候、近年ハ遠山場所悪敷候所二而「被遊候二付、其上大木二罷成候二付、遠方之者共伐役・出シ役共尅本二付時節二七七八文ハ十四五文迄増銭出シ相雇申候、并結直シ繩として二重二被仰付、凡御薪百束二繩」「本宛」「被仰付、迷惑奉仕候御事

(付紙)「願之通御聞届被遊、迷惑不仕様御了簡被遊可被遣候」

⑤、享保十六亥年郷中暮方相応之者二ハ御用米被仰付、其外之者二ハ高石二付尅斗宛「御年符二而御返シ被為下等之所二候段」「無御座、迷惑奉仕候御事

(付紙)「追々御了簡被遊可被遣候」

⑥、廿五年以前子年雲蚊二立毛大疹無毛同前二罷成、御訴訟申上候へ共、聊御免米被下置候得「行足り不申候処、御定二而高直御取立被成、迷惑奉仕候御事

(付紙)「検見を以、時々御了簡被遊可被遣事」

⑦、去ル午ノ年雲蚊二立毛大疹二而御座候、先年之雲蚊二御訴訟「候へ共、少々御免米ならでハ不被為下置候二附、其節御願も得不申上、過

半未進ニ罷成候所、庄屋・五人組へ借りかへ被仰附、八割ニ返弁仕、作人共迷惑奉仕申御事

(付紙)「前段之通、時々御了簡可被遣事」

一、近年紙楮御調召遊候処、紙楮壹貫二付外方へ相払候節は壹匁七八分も仕候、御調直段最初ニハ壹匁式分宛御払被遊候得共、近年ハ壹匁宛御払被遊、其上夫々紙漉人共手元迄遠方五七里持送り被仰付、百姓迷惑奉仕候御事

(付紙)「御詮義之上、前々之通可被仰付候」

一、御蔵並として近年御馬飼葉代御懸ケ被成、最初ニハ成高石ニ付式分三分程相懸り候処、次第ニ相増シ六七分相懸り申候、此段先年忠右衛門様御檢地御入被成候節、此後諸懸り物懸ケ間敷御極被成候処、近年御懸ケ被成迷惑奉仕候御事

(付紙)「一向御免」

一、御年貢不足ニ付田地売申節、御裏判被成不被下候ニ付、迷惑奉仕候御事

(付紙不明)

一、勸農方御普請、先年は和食御支配ニ而御座候処、近年ハ御屋敷御裁判ニ而御目路見方御越シ被成、百工之場所ハ五拾工ニ御積被成、相残分ハ困窮之百姓共自力ニ罷成、迷惑奉仕候御事

(付紙)「時々得度御詮義之上、迷惑不仕様可仰付候」

一、近年村役新役定詰ニ付、耕作諸御役手足り不申候ニ付、与内米を以相雇指出シ相勤申ニ付、迷惑奉仕候御事

(付紙)「已前之通可被仰付事」

(付紙)「大工木挽、以前之通可被仰付候」

一、近年郷中御用諸品小役、無扶持ニ而迷惑奉仕候御事

(付紙)「以前之通可被仰付事」

一、近年深瀬御番所へ御扶持方持ニ、無扶持・無賃ニ而百姓共迷惑奉仕候御事

(付紙)「右同断」

一、和食御用所并郷中令御屋敷へ飛脚ニ參候者、先年ハ一切御返答其夜ニ被仰渡、翌日早々罷戻り候、近年ハ朝延⁷²り被仰出、道令夜ニ入、迷惑奉仕候御事

(付紙)「⁷³無脱⁷⁴」

一、村役・日役賃ニ壹日ニ式分五厘被下候処、百姓共宛り不足御座候而、迷惑奉仕候御事

一、御了簡可被仰付候、然共御用之筋ニ令隙取候ハ、其節

迷惑奉仕候御事

(付紙)「追々御了簡被遊可被遣事」

一、東由岐へ道状持、先年ハ賃飯米被下候処、近年ハ不被下、迷惑奉仕候御事

(付紙)「御詮義之上御了簡可被遣事」

一、近年毎々御用之山茸、無扶持・無賃ニ而迷惑奉仕候御事

(付紙)「是下拾四ヶ条、願之通可被仰付候」

一、いろと⁷⁵、せんまい⁷⁶、一、わらひな⁷⁷、いちこ⁷⁸、又たひ

一、松茸⁷⁹、一、竹ノ子⁸⁰、一、しる竹⁸¹、としやう⁸²

一、鮎⁸³、一、栗⁸⁴、一、椎⁸⁵

ヶ条合三拾式条之内、壹ヶ条ハ岡宮啓左衛門様御先祖忠右衛門様御上え勤孝として御檢地御入被成、御年貢高請ニ罷成、迷惑奉仕候御事

相殘ルヶ条之義ハ、山室賀助様御勤之節御仕出被成迷惑奉仕候、此段家筋御両家御立置被成候而ハ、御領相立不申候、先達而紙面を以奉願上候、御先代豊前様御代御作法之儀如何哉と御尋被遊候

右三拾式ヶ条無御座候得ハ、御先代之御作法ニ而御座候、以上

宝曆六子ノ年

御領惣百姓共

山室新九郎様

川北佐分様

全体は、山田家臣岡宮忠右衛門による給地全体を対象とした検地に伴う困窮状況(一条、以下①と略す)と、同山室賀助による苛政を訴える内容(②~⑩)とにわかれていた(表5)②。一つめの内容は、検地と年貢増徴についてである。

①岡宮忠右衛門による検地の時期や実態は不明だが、竿延検地(「地詰」)により従来よりも厳密に土地掌握がなされた結果、年貢負担が増加していた。

一方②年貢納入については、現物納と代銀納のいずれにするかは、銀納を山田屋敷か郷中で納めるのかも含めて、百姓の判断に委ねられていた。ところが近年、i米の現物納入時の枡を、検地時に採用した従来からの「小升」ではなく「斗升」とし、しかもii「落斗り」(落枡²³)という過酷な納入方法で、さらにiii一石あたり四升六合もの増米が給人代官より命じられたため、全体で一石あたり五升の増徴になっていた。現物納の負担が実質的に増加していたことになる。さらに③期限までに年貢納入できない場合、本来は、翌年三月まで延納が許され、米納でも銀納(町相場)でも可能だったが、近年は未納分は一二月一日に(町相場よりも高い)「御定値段」での納入が義務づけられるようになっていた。

表5 宝暦6年(1756)の仁宇谷騒動における「御領惣百姓」の歎願内容

項目	内容
給地の検地	①給人家岡宮忠右衛門の検地で地詰となり、年貢負担が増加。百姓らは困窮し困惑➡※
年貢納入	②年貢納入は、以前から現米でも代銀納でも百姓が選択可能だった。代銀納付場所は、給人屋敷でも郷中でも可能で、相場代銀を納入してきた。現米上納の際は小升であった。しかし、近年小升ではなく斗升で納め、落枘が導入され、かつ1石あたり4升6合の増米となった。そもそも検地は小升に基づき、年貢の毛請も小升であるので、斗升では5升近くの増徴となり困る➡※ ③年貢を11月末までに納入できない場合、翌3月「御算用」までに現米ないし代銀で徴収されてきた。近年は11月末に皆済できないと12月1日に定値段での徴収となり困る➡※
御薪	④従来から、那賀川域の給地御林での伐役(実労働)負担あり。ただし賃銭給付があり、それをもとに百姓らは勤めてきた。しかし近年、遠い御林が対象となり、しかも大木が多いため、伐役・出役とも1本あたり7、8文〜14、15文まで増銭を出して代役を雇う必要あり。また結直縄も求められ、御薪100束あたりの負担が増加し、困惑➡○
御用米負担	⑤享保16年(1731)に郷中の富農に御用米が、その他の者に高1石あたり1斗の上納を命じられ納めたが、返済されない➡○
飢饉時の年貢減免	⑥享保17年(1732)ウンカで「無毛同然」となり歎願したところ、わずかに年貢減免があったが、「御定」値段をもとに取り立てられ、困窮➡○ ⑦寛延3年(1750)再びウンカで「大疼」となったが、先年の歎願結果から歎願せず。結果、年貢の大半が未納に。村役人に立替が命じられ8割は納入できたが、作人らは困窮➡○
楮買上値段	⑧近年、紙生産用の楮を買上となったが、他に売れば楮重1貫あたり銀1匁7、8分のところ、給地買上では1匁2分で、しかも近年は銀1匁だけとなっている。また紙漉人まで楮を20〜28km運搬せねばならず困惑➡◎
飼葉負担	⑨藩直轄地と同様に、給地でも御馬飼葉の代銀負担がかかり、当初は1石あたり銀2〜3分だったが、次第に増え6〜7分となっている。以前岡宮氏の検地の際には、今後諸懸は(新たに)負担させないということだったのに、近年諸負担がかけられて困惑➡◎
土地売買裏判	⑩年貢納入できずに田地を売る際、給人代官の裏判が押されず困惑➡不明
勸農普請	⑪以前は和食御用所が管轄だったが、近年は徳島御屋敷が管轄となり、給地目論方が出役して100工必要な場所でも50工と少なく見積られ、残りは百姓の自力普請となり迷惑➡○
村役新役	⑫近年、(給人への)村役・新役定詰のため、耕作や諸役の担い手が不足し、代人を雇って役負担するため負担大で迷惑➡◎
郷中御用	⑬郷中御用・諸品小役の負担に対して、いずれも扶持が与えられず迷惑➡◎
深瀬番所負担	⑭(実労働の負担をしても)扶持も賃銭もなく迷惑➡◎
飛脚役	⑮和食御用所や郷中から徳島御屋敷へ飛脚役の際、以前は行った晩に返答があり、翌日早々に帰ることができたが、近年は返答が朝となり、所によっては帰りが夜になり迷惑➡○ ⑯村役・日役賃として1日あたり銀2分5厘が給付されるが、不足して迷惑➡○ ⑰東由岐への道状持役について、以前は賃銭・飯米付与だったが、近年なく迷惑➡○
御用品	⑱山茸、⑲いろと(不明)、⑳ぜんまい、㉑蕨菜、㉒苺、㉓またたび、㉔松茸、㉕竹ノ子、㉖椎茸、㉗どじょう、㉘鮎、㉙栗、㉚椎? について、近年、無扶持・無賃で迷惑➡◎

典拠：宝暦6年(1756)「申上ル覚」[湯浅 G62]

凡例：「➡」以下は訴願に対する判断を示す。◎…承認、○…今後判断、※…不承認ないし一部承認(本文参照)

(一七五〇)に再びウンカの被害に遭った際も減免は無理だと百姓自ら判断し、その結果、年貢の半分以上が未進になったという。年貢の実質的増徴、未納年貢分の銀納・即納化、一方では実現しない年貢減免という状況への反発が、百姓の歎願の背景に存在したのである。

今一つの内容は、諸役負担である。④給地御林からの御薪伐出役。那賀川流域の給地御林からの薪の伐役を負担した場合、手当として賃飯米が給付されていたが、近年は川筋から遠く奥まった御林での役が多く、しかも大木の伐出が求められていた。それでは百姓が担うことが難しいため、伐役や出シ役については、銭七〜八文から一四〜一五文を出して他人を雇って供出する必要が生じており、加えて(薪の)結直縄の徴発という新たな負担も課せられた。ここでは、給地御林の存在に連動して、伐出役・出シ役・結直縄が直接給人百姓に賦課されていた点が特筆されよう。また、伐出対象地の奥地化によって、日常生活との両立が難しかったため百姓らが、やむなく代人を雇用せざるをえなくなっていた。同様に、代役供出のための負担としては、⑫村役新役定詰負担の事例がある。

ほかの役負担としては、⑨本来、蔵入地に準じて賦課されていた御馬飼葉代負担(高一石あたり銀二〜三分)について、①の検地時に「以後、諸負担はかけない」という約束が代官からあったにも関わらず、近年は一石あたり銀六〜七分と増加したことや、⑪勸農方普請の管轄が、従来和食御用所管轄であったのが徳島屋敷管轄となった結果、やってきた見分役人が現地の工数を半分にしか見積らないため、残りを百姓が自力普請せざるを得なかったこと、⑮和食御用所や郷中から徳島屋敷への飛脚負担などが確認できる。さらに、⑭深瀬番所扶持方持ち、⑯村役・日役、⑰扶持負担、そして⑱〜⑳領内の山里川からの一三の御用品供出については、役や御用を
実負担した場合に、扶持や賃銭が付与されない(ないし不足する)点に対する不満が示されている。

また、⑧地方知行制のもとで独自に、紙楮の調達も実施されていた。しかし、市場での楮買取値段が通常、銀一匁七〜八分であるところを、給人代官に銀一匁二分、さらに近年は銀一匁と安く買いたたかれ、しかも漉人への皮楮の運搬も給

以上の内容は、支配の側からすれば、縄延びの是正を目的とした検地と、斗升の上納と増米、そして納入期限の厳守と公定値段による銀納によって、年貢増徴を企図したのであるが、給地百姓にとつて、それは負担増をもたらす措置であり、米の現物納において不利な条件が重なることを意味していた。加えて、⑥ウンカによる被害があっても年貢減免はわずかで、むしろ期日までに納入できなかったため「御定」値段による銀の即納化が求められた、⑧そのため、寛延三年

人百姓が担わされていたという。

以上からは、次の二点が指摘できる。第一に、給人山田家による地方知行制の様々な場面において、給地百姓が直接担うべき諸役負担が多様に存在し、しかも一八世紀中頃にその負担が増加する傾向にあった。当然、こうした負担増は給地百姓にとって桎梏となるものであった。したがってそれは代官の恣意的な支配であり、百姓成立を阻害する要因だとする主張が、百姓の歎願の根底にあった。だからこそ、代官の「家筋御両家」をこのまま「御立置」されては、「御領相立不申」と、代官二家の厳しい処分を、「御領惣百姓」として求めたのである。

第二に、かかる諸負担増加の中で、米の現物納から代銀納へ、現夫負担から代人雇用へ、あるいは扶持・賃銭の不足というように、現米負担・現夫負担から貨幣を介した諸負担への変化が存在した。銀子確保の機会が少ない中、いかに貨幣をいかに調達できるかが、給人百姓等の新たな課題となっていた。

なお、この願書に対する山田家側の判断が、各箇条に付された「付紙」に示されている。表5には、百姓の要求が満たされた場合は「○」、詮議による判断となつた場合は「○」、それ以外は「※」としてその判断を明示した。基本的に仁宇谷百姓側が主張する新規諸役負担の免除・軽減は認められたことが確認できる。ただし、①給地検地の扱いは撤回されず（諸検地之通可被仰付候）、②年貢納入についても小升での徴収と落枿の撤廃は認められたものの、増米は維持され、③納付期限も蔵入地に準拠されることになった。検地や年貢納入といった、仁宇谷百姓の主張の核心部分については、採用されなかったのである。また、代官二家が処分されたのかどうか不明である。

(3) 木頭村の年貢納入

では、給地年貢は、実際にどのように納入されたのだろうか。

湯浅家文書には、「夏秋御年貢通」と題された、給地年貢の実質的な皆済状が、天和三年（一六八三）〜寛保三年（一七四三）まで断続的に六四点残されている。いずれも折紙状の正文で、表紙には給地役人の名と印判があり、宛先は木頭村（肝煎）湯浅家代々の当主である。徳島藩の年貢徴収は夏と秋の二回にわたって実施され、夏は麦納、秋は米納が基本であった。元禄八年（一六九五）までは夏秋年貢を一紙に記すが、元禄九年以降は、同じ題名ながら、夏年貢・秋年貢それぞれの納入の度ごとに、別々に発給されている。ここでは元禄四年（一六九一）の事例を考察する（表6）。史料冒頭の北条吉右衛門が給人代官、又十郎が木頭村肝煎（湯浅家）である。

表6 元禄4年(1691)給地年貢の納入方法

A	麦 4.0300石	木頭村(夏年貢)
B	麦 1.2000石	山茶6俵で相殺=20斤で1俵
	麦 0.9200石	徳島納
	麦 1.9100石	木頭蔵納湯浅太次兵衛納
	合 4.0300石	皆済
C	高 20.6615石	木頭村(有高)
	米 8.1582石	請夏秋納三ツ三步(33%)
	米 0.0560石	上毛米
	合 8.2142石	年貢米(夏秋年貢)
D	米 1.3433石	夏麦年貢4.030石(A)で相殺
	米 1.2300石	和食蔵納
	米 1.0000石	徳島納
	米 0.5400石	小浜蔵納
	米 0.3600石	平野蔵納
	米 4.1950石	木頭蔵納
	米 0.1470石	名本給で相殺
合 9.28995石	(納入済)	
E	残 1.07575石	種米に充当、12/7皆済

典拠：元禄4年(1691)7月22日「夏秋御年貢納通」[湯浅 H40-17]

【史料2】[H40-17] (A)~(D)およびローマ数字は筆者による

夏秋御年貢納通

元禄四年

北条吉右衛門(印)

木頭村 又十郎殿

七月廿二日

∴ A

請高

割印) 一、麦四石三升

木頭村

内納り

∴ B

同日

山茶六俵次

割印) 一、同壺石式斗

山茶六俵次

同日

徳島納

割印) 一、同九斗式升

徳島納

同日

但、木頭蔵納湯浅太次兵衛納

割印) 一、同壺石九斗壺升

皆済

合三石三升

皆済

高式拾石六斗六斗壺合五勺

皆済

請夏秋納三ツ三歩

皆済

一、米八石壺斗五升八合式勺

木頭村

∴ C

3 2 1 3 2 1

一、同五升六合 上毛米 4
 合(印) 八石貳斗壹升四合貳勺 内納り : D

割印) 一、同壹石三斗四升三合三勺	夏麦四石三升二次	1
割印) 一、同壹石貳斗八升	和食蔵納	2
割印) 一、同壹石	徳島納	3
割印) 一、同五斗四升	小浜蔵納	4
割印) 一、同三斗六升	平野蔵納	5
割印) 一、同四石壹斗九升五合	木頭蔵納	6
割印) 一、同壹斗四升七合	名本給二次	7
割印) 一、同四斗貳升四合六勺五才	木頭蔵納	8
合九石貳斗八升九合九勺五才		9

残而壹石七升五合七勺五才 但、此分種米二入、皆済
 十二月七日

まず、上納年貢の算定を記した、Cからみよう。徳島藩の場合、物成は有高×請(年貢率)×(一+〇・二)と算定した⁽²⁴⁾。木頭村の場合に即してみると、有高(C1)高二〇石六斗一合五勺に、請三つ三步(C2・年貢率三三%)を乗じ、さらに京枅に二割の延米を加えた大きさの納升に換算するために(一+〇・二)を乗じて、米八石一斗五升八合二勺が物成(C3)となる。そこに毎年一定の上毛米を足して、産出された米八石二斗一升四合二勺がこの年の年貢である。このうち請(C2)は、元禄七年(一六九四)から三つ五歩に引き上げられたが、以後、少なくとも確認できる下限の延享期まで三五%という年貢率は変更されなかった。木頭村の年貢は、基本的に定請だったのである。

続くDが秋年貢の上納方法である。D1の米一石三斗四升三合三勺分は夏年貢(麦四石三升分を三で除して米に換算)で相殺される。夏年貢Aは、貞享五(一六八八)まで麦二石一斗九升だったが、元禄二年(一六八九)以降は、史料にみえる麦四石三升へと倍増し、年貢全体における夏年貢の比重が増していた。その夏年貢の上納内容がBである。いずれも七月二日に納入されている。このうち麦一石二斗分は山茶六俵(二二〇斤)の現物納で相殺された。山茶については後述する。続く「徳島納」とは、前後の年では「徳島手形」、「徳島納二枚」、あるいは「代銀入」との記載があることから⁽²⁵⁾、徳島での代銀納を指すと考えられる。B3は麦一石九斗一升の現物納をさす。ただし、麦の現物納は限定的で、一八世紀前半には大半が銀納となった。こうして夏年貢は麦で換算されるも

の、実際には銀納と茶年貢の現物納によって納入されていた。

さて、Dの秋年貢の納入の方法に戻り、D7「名本給二次」とあるのは、のちに「肝煎給払下」⁽²⁶⁾とも表現されたように、村の肝煎役への給分である。その分が、年貢上納高から除外された。D2と8のうちもつとも割合が高いのが村の郷蔵に米を現物納するD6「木頭蔵納」で、高四・六一九六五石(二筆分)は物成合計の五六・二%を占める。現物納・銀納の分量は年により変動するが、年を下るにつれ増加する傾向にあり、中には夏年貢・肝煎給を除く秋年貢のすべてを木頭村に現物納する場合もみられた⁽²⁷⁾。また「和食蔵納」(D2)は、和食御用所への納付か和食村蔵への納付か判断が付きにくい、いずれにせよ現物納であったことは間違いない。小浜蔵・平野蔵とはそれぞれの村の蔵に納入することであるが、現米を運搬したのか、小浜・平野両村による立替を指すのか判断が難しい。後者の可能性が高いと想定するにとどめておく。なお、こうした他村の蔵への現物納は、正徳期以降見られなくなる。一方、「徳島納」(D3)とは、他の年では「徳島納〇枚」⁽²⁸⁾とあるように、指紙による代銀納である。

以上から、木頭村の給地年貢の特徴は次のように理解できる。第一に、基本的に定請であった。元禄七年に従来の三つ三步から三つ五歩へと年貢率が若干上昇したが、それ以降は変化がみられなかった。春請制のもとでは、村側からの検見要請に基づく有毛検見によって請が確定されていたが⁽²⁹⁾、木頭村の場合、検見要請はなされなかった。また夏年貢は、麦四石三升分(≡米四斗三升に相当)で毎年一定しており(夏秋年貢全体の請(年貢率)が記述される以前の七月段階に、毎年一定の夏年貢が納入されていた。定請を前提とした年貢上納方式だったのである。第二に、肝煎給を除く秋年貢は、現物納と銀納が併存する納入形態をとり、その米納・銀納の割合は年により変動した。史料1をふまえれば、年貢納入のうち現物納と代銀納とするかは、その時々々の百姓の判断に委ねられていたからである。

第三に、茶年貢が現物納されていた。夏年貢のうち毎年麦一石二斗分が茶年貢によって相殺されていた。元禄四年の場合の茶六俵は、前後の年では山茶二二〇斤(七二kg)と記されている(一俵あたり二〇斤(二kg))。それだけの山茶が現物納されていた。こうした山茶一二〇斤の現物納は、遅くとも一七世紀後半以降、現存する「夏秋御年貢通」で毎年確認できる。夏年貢が麦二石一斗九升だった貞享五(一六八八)までであれば、夏年貢の五四・八%、麦四石三升となった元禄二年(一六八九)以降でも、二九・八%が茶の現物納に依拠していたことに

表7 宝暦13年(1763)木頭村内での夏年貢負担

		麦	茶
麦地高		12.0172	120斤
茶次残り分		2.830	
外 麦		0.022	
合		2.852	120斤
斗り人	株・沓家小家	麦(石)	茶(斤)
又左衛門	仁義・沓家	0.398	20.0
長福寺	(村持)	0.128	5.0
清兵衛	轟谷・沓家	0.443	10.3
教学院	内野瀬・沓家	0.190	10.0
又之丞	内野瀬・沓家	0.184	10.0
政右衛門	川尻・沓家	0.123	20.0
宮太夫	轟谷・沓家	0.100	
権兵衛	轟谷・小家	0.204	3.8
八郎太郎	湯浅・沓家	0.932	30.9
権右衛門	湯浅・小家	0.150	10.0
銀右衛門	川尻・小家		
合計		2.852	120.0

典拠：宝暦13年(1763)6月「山田織部様御上り知分当夏成麦御年貢斗り人面付帳」〔湯浅 J9-3〕

なぜ茶年貢一年分の二倍に相当する一二俵を一度に送ろうとしたのか、その事情は明らかではないが、少なくとも年貢茶の現物が、桜谷まで駄賃で輸送したのち、高瀬船で積下されていたことは明らかである。

では、木頭村では茶年貢について何を基準に負担していたのだろうか。宝暦二年(一七六二)九月の「那賀郡木頭村山田織部様御上り知指出張」〔湯浅 H6-6〕によれば、茶年貢を供出する対象地として、一三ヶ所の「茶園」が計上されている。このことは、茶年貢を村内から上納するのは、茶園所持者に限定されていたことを予想させる。また、翌宝暦一三年の夏年貢斗り人面付帳をみると(表7)、木頭村四六軒中、九軒だけが「斗り人」として茶年貢を負担している。株の分家は基本的にわずかでも土地を有している。少なくとも、土地所持者のすべてが茶年貢を高にに応じて負担しているわけではないことは確かである。斗り人の中心は各

なるう。例えば次の史料は、年不詳ながら湯浅家八郎太郎が肝煎の時期(一七二九〜一七七七)に、「年貢茶」を現物納するために、桜谷口の権六に送った際の受取である。

【史料3】〔湯浅 B2-438〕

覚

一、御年貢茶拾貳俵

右之通二儲二請取申候、以上

酉ノ七月十日

木頭村八郎太郎殿へ

桜谷口 権六(印)

株の沓家で、茶年貢の負担額も家ごとに異なり、とりわけ湯浅本家・仁義本家・川尻本家が多く負担していた(網かけ)。茶畠の全体像が不明なため、これ以上の解明は難しいが、各株の沓家とごく少数の小家が茶畠を所持し、その割合に応じて茶年貢が割賦されていた可能性が高いのではないか。

三、蔵入地の年貢上納

(1) 現物納から銀納へ

一方の蔵入地の年貢上納は、どのような形態だったのだろうか。

【史料4】〔湯浅 B2-426〕

覚

一、米九斗三升式合ハ 京升

右は去年分御蔵米、中島浦吉右衛門方へ可渡候、以上

元禄八亥五月廿九日

木頭村又十郎殿へ

孫太郎(印)

元禄八年(一六九五)五月に、前年分の蔵米年貢米九斗余を、木頭村から中島浦吉右衛門に渡すように仁宇村組頭庄屋柏木家の孫太郎が木頭村肝煎湯浅家の又十郎に送った指示書である。蔵米年貢が延滞したため、吉右衛門が立て替えたため、それに見合う米を送る必要が生じたのであろう。那賀川河口部の米穀地帯にあった米商人が、年貢立替機能を有していたことが興味深い。こうして一七世紀末の段階で、蔵入地年貢は現物納だった。これが一八世紀に入ると変化する。

【史料5】〔湯浅 B2-917〕

覚

割印) 一、米九斗八升式合式勺 京升

右は、去年ノ年分御蔵入御年貢米、御指紙を以被相払皆済、如件

享保十式未年二月十二日

木頭村肝煎八郎兵衛殿

柏木理右衛門(印)

【史料6】〔湯浅 B2-95〕

覚

割印) 一、米九斗八升式合式勺 京升 木頭村

右は、去未秋成御蔵入分、岸喜右衛門殿御手形沓通請取、皆済、如件

享保十三申年二月廿四日

木頭村肝煎八郎兵衛殿

柏木理右衛門(印)

表8 蔵入地年貢の皆済状

年.月.日	西暦	内容	差出	宛先	典拠
宝永 7.2.18	1710	丑蔵入年貢、米 8 斗 7 升 2 合 4 勺荒木源左衛門指紙、米 6 升 5 合三矢源内分	仁宇十五郎	木頭村肝煎八郎兵衛	B2-9-15
正徳 2.6.11	1712	蔵入年貢、米 8 斗 7 升 2 合 9 勺、服部只右衛門手形を以、小島村仁左衛門へ渡	仁宇十五郎	木頭村肝煎八郎兵衛	B2-9-22
正徳 4.2.4	1714	巳蔵入年貢米 8 斗 7 升 2 合 4 勺、指紙をもって小島村吉右衛門へ渡	仁宇十五郎	木頭村肝煎八郎兵衛	B2-9-19
申(享保元カ).9.14	1716	未年貢米 8 斗 7 升 2 合 4 勺蔵入分、服部只右衛門指紙で皆済	柏木理右衛門	木頭村肝煎八郎兵衛	B2-9-3
享保 6.3.24	1721	子年分蔵入年貢米 8 斗 7 升 2 合 4 勺、岸喜右衛門手形をもって赤池村庄左衛門へ払、皆済	柏木理右衛門	木頭村肝煎八郎兵衛	B2-8-4
寅(享保 7カ).12.6	1723	蔵入年貢米 8 斗 7 升 2 合 9 勺、指紙請取、皆済	仁宇理右衛門	木頭村八郎兵衛	B2-9-24
辰(享保 9).12.20	1724	蔵入分、米 9 斗 8 升 2 合 2 勺、岸喜右衛門手形で払皆済	柏木理右衛門	木頭村肝煎八郎兵衛	B2-9-20
享保 12.2.12	1727	午蔵入年貢米 9 斗 8 升 2 合 2 勺、指紙で払皆済	柏木理右衛門	木頭村肝煎八郎兵衛	B2-9-17
享保 12.6.18	1727	夏分蔵入麦年貢代銀 19 匁 5 分請取	柏木源助	木頭村肝煎八郎太郎	B2-9-7
享保 13.2.24	1728	未秋蔵入分米 9 斗 8 升 2 合 2 勺、岸喜右衛門手形請取、皆済	柏木理右衛門	木頭村肝煎八郎兵衛	B2-9-5
享保 13.12.18	1728	蔵入年貢分米 9 斗 8 升 2 合 2 勺、新蔵入手形請取	柏木源助	木頭村肝煎八郎兵衛	B2-9-18
享保 14.12.6	1729	蔵入年貢分米 9 斗 8 升 2 合 6 勺、新蔵入手形請取	柏木理右衛門	木頭村肝煎八郎太郎	B2-9-23
享保 16.11.28	1731	秋蔵入年貢米 9 斗 8 升 2 合 2 勺、新蔵納皆済	柏木理右衛門	木頭村肝煎八郎太郎	B2-9-21
享保 18.3.12	1733	子年貢米 1 斗 1 升 6 合新御蔵上納	岸喜右衛門	肝煎八郎兵衛・仁宇村庄屋柏木理右衛門	B2-9-6
享保 18.12.25	1733	秋成蔵入分、米 9 斗 8 升 2 合 1 勺 9 才、新御蔵上納	柏木理右衛門	木頭村肝煎八郎太郎	B2-4-11
寅(享保 19カ).12.13	1734	寅蔵入分、米 9 斗 8 升 2 合 1 勺 9 才、拝宮村と一紙	柏木十五郎	木頭村肝煎八郎太郎	B2-4-9
元文 4.3.4	1739	去午秋成御蔵入御年貢米、米 9 斗 8 升 2 合 2 勺、新御蔵上納	柏木左兵衛	木頭村肝煎八郎太郎	H40-9

いづれも仁宇村組頭庄屋柏木理右衛門が、木頭村肝煎八郎兵衛(湯浅家)にあてたもので、前年の蔵入地の秋年貢米九斗八升二合二勺のすべてが指紙によって上納され、皆済したことを示す証文である。仁宇谷の各村では、蔵入地代官から直接年貢皆済状が示されることはなく、各村にとって、組頭庄屋が発行するこの「覚」が実質的な皆済状の役割を果たしていた。給地が大半の仁宇谷にあって、点在する蔵入地の年貢取扱は、組頭庄屋が統括していたのである。しかも、年貢米は、購入した指紙を上納する代銀納であった。指紙は木頭代官である服部只右衛門や、御蔵所手代岸喜右衛門の名義のもので、これを購入して納めていた。

表8にみえるように、こうした「覚」が湯浅家には宝永七年(一七一〇)から残されており、遅くとも一八世紀初頭には指米調達による年貢上納が始まっていたと考えられる。また、木頭村の蔵入地米年貢は、宝永七年(一七一〇)からは米八斗七升二合四勺、享保九年(一七二四)からは新田分を加え、米九斗八升二合二勺となるが、一定の年貢米が銀納となっていた。

このように、蔵入地年貢は、一八世紀初頭には、現物納から指紙調達による代銀納へと変化した。その背景に、いかなる理由があったのだろうか。

【史料7】「湯浅[13-13] (表紙)「寛保元四年十一月/那賀郡仁宇谷之内木頭村御年貢ニ相附懸り物、地盤懸り有姿書付指出帳」

一、米九斗八升合式勺 木頭村

a 但、山分遠路之儀ニ御座候故、少々宛之御年貢米、船場へ難所持出シ候へハ余程造用相懸り申、上大野村迄高瀬舟ニ而積下ケ申運賃、又ハ上大野村分勝浦郡沼江村迄持越シ駄賃、夫分徳島まで舟廻り運賃上乗りと、并徳島着之上水上ケ賃、新御蔵口打米中衆賃等段々相懸り申二付、右夫々相払候へハ過分ニ相懸り作人共不勝手ニ御座候うへ、山分之義ハ雑穀又ハ悪米ニ而上納米ニ相成り不申候二付、b 川長筋にて筏材木・炭山等仕者方へ日用飯米等又売代替へ候而、c 百姓とも申談慥成私人ニ裁判人相添イ徳島へ罷越シ、指紙相場承合百姓とも勝手ヲ以指紙相調上納仕候、d 右両人市中分罷帰候上、村中作人共立合候而右指紙相調候間銀・逗留中飯代等夫々算用仕、成米壺石二積り造用米壺斗五升相懸り申候、然所右造用懸り不同有之段御鍛被遊候、此段山分之儀難所遠在ニ而御座候二付、往来二も日数相懸り申義故、遠近旁以造用米軽重御座候、猶御鍛被遊候ハ右造用米相居り申義哉と御糺被遊候、此段指紙相場極り不申候二付、年々増減御座候、去申ノ年ハ右之通ニ御座候

一、麦五斗

同村

但、山分遠方之義、少々宛之成麦浜出シ仕、又徳島まで舟廻シニ仕候へは運送用事外相懸り、作人共不勝手ニ御座候ニ付、指紙ヲ以上納仕来り候、尤右払人裁判人徳島へ罷越シ指紙相場承合、指紙相調上納仕候、勿論払人共市中ら罷戻り候上、作人とも立会候而右逗留中飯代造用等算用仕、成麦壹石ニ積り壹斗(五升)六升造用麦相懸り申候、然処右造用懸り村ニ高下有之段御鍛被遊候、此段山分遠近ニより日数相懸り申義故多少御座候、猶御鍛被遊候ハ、右造用相居り申義哉と御札被遊候、此段指紙相場極り不申、上納仕ル日数も相定り不申候ニ付、年々増減御座候、去申ノ年ハ右之通ニ御座候

一、山茶拾斤式歩 同村

但、百姓とも申談シ徳島へ相廻シ、健成者罷越、長御蔵へ上納仕候、右払人徳島逗留中飯代造用等払人罷帰り候上、百姓共立合茶高二割符仕、茶壹斤ニ付(マカ)相懸り申候、尤造用年ニより増減御座候、去申ノ年ハ右之通ニ御座候

一、銀札五分七厘式毛 同村

高壹石ニ付式分五厘懸り
内壹分壹厘壹毛

但、夏秋御年貢其外上納物御取立之義、谷筋遠路打散村数殊ニ難所ニ而御座候故、谷之村々へ御手代悉ク御入組被成候而ハ山坂送り迎百姓とも迷惑仕義、其上日数相懸り申御義故、先年ノ二季共村々肝煎仁宇村へ相揃罷出、諸御物成上納之御請答申上、夫々御請判仕上申義ニ御座候、右ニ付御手代御逗留之内賄・油代日数九日分、壹日ニ米壹升五合宛、此米壹斗三升五合直段石ニ付八拾目かへ、尤御年貢御取立方日数之義年ニより不同御座候ニ付、右入目日数ニ准シ申義故年々増減御座候、去申ノ年ハ右之通ニ御座候
同三分七厘七毛

但仁宇谷之義ハ難所ニ而御座候ニ附、諸御奉行様御駕籠通り不申故、仁宇村ニ山駕籠調置、仁宇村より御乗り替へ被遊候ニ付、山駕籠五挺調代、壹挺ニ付七匁五分かへ高三拾七匁五分之内、当村当り去申ノ年ハ右之通ニ御座候

同八厘四毛

但夏秋御年貢都メ指出帳、北又・下本郷并ニ上本郷村々敷開又ハ延野村ニ而北村市之進様御上り知共、右帳面壹冊ニ仕上ルニ付、帳紙筆之代高八匁五分五厘之内、当村当り去申ノ年分右之通ニ御座候

右株々之内此後相減シ、又ハ指除キ申株有之哉と段々御札被為遊候へ共、右株々之内指除申株無御座候、尤年ニより増減之儀ハ御座候、去申ノ年ハ右之通り相違無御座候、以上

寛保元四年十一月

木頭村百姓 安兵衛

同断 清兵衛

同村肝煎 八郎太郎

柏木庄太夫殿

寛保元年(一七四一)に組頭庄屋柏木家が、仁宇谷村内の各村に対し、蔵入地年貢で軽減できる内容の有無を尋ねた際に、木頭村の肝煎・頭百姓二人が提出した報告である。軽減可能な負担内容はない、というのが彼らの結論であったが、当時の蔵入地年貢の上納状況を看取できる。

第一に、木頭村の蔵入地年貢としては、享保期と同じ米九斗八升二合二勺(一条目)に加え、麦五斗(二条目)、山茶一〇斤二歩(三条目)があった。山田家知行地と同様、蔵入地でも秋年貢(米)、夏年貢(麦)によって構成されていた。

第二は仁宇谷における蔵入地年貢の手続の特徴である。年貢米取立に關わる経費を述べた四条目からは、仁宇谷の状況がうかがえる。末尾の項目(銀札八厘四毛)をみると、仁宇谷は北俣・上本郷・下本郷の三つのブロックが存在したが、仁宇谷の蔵入地全体で一冊の「夏秋年貢都メ指出帳」が作成されていた。仁宇谷筋は徳島から遠路かつ難所で、村が散在しているため、夏秋年貢などの上納物の取立に際し代官手代が村々に訪問するのは、送迎する百姓の負担となり日数もかかる。そこで以前から、夏・秋年貢とも村の肝煎が、組頭庄屋柏木家の居村である仁宇村に駆けつけ、諸年貢の御請を申し上げ請判してきていた。また、代官手代が仁宇村に逗留する際の賄・油代九日分は、一日あたり米一升五合×九日＝米一斗三升五合＝銀八〇目となるが、それを村々で分割負担してきたという。以上の内容をふまえると、仁宇谷では遠隔地でかつ山深いことから、蔵入地年貢の請判・納入・帳簿作成等は、村単位ではなく、当時仁宇谷全体を管轄範囲としていた仁宇村組頭庄屋柏木家を中心に担われていたことが了解されよう。

第三に、その年貢納入方式は、指紙購入による代銀納であった。一条目によれば、a山分は徳島城下に遠く、現物納であれば、山分から上大野村(持井)までは高瀬船、上大野村から沼江村までは駄賃、沼江から徳島は勝浦川を船で下るため、船賃・水揚賃や新御蔵での仲仕賃など、わずかな年貢米であるにも関わらず、輸送するための経費負担が嵩む。しかも、山分で生産可能なのは雑穀や悪米であり、上納米に不向きであった。そのため、b那賀川流域で活動する筏材木・

表9 天保6年秋年貢の木頭村での取立状況

上納人	株	宍家	紙漉人	米(石)	代銀(匁)	内			備考
						拝借銀	現銀	銀札	
嘉蔵	仁義	◎	紙	0.3935	40.65	4.56	32.50	3.59	
長吉	仁義		紙	0.1918	19.82	2.23	16.18	1.41	
伊勢太郎	仁義		紙	0.175	18.08	2.03	16.18	—	過0.13
善吉	仁義		紙	0.12419	12.83	1.44	11.39	—	
宇太次	仁義		紙	0.1025	10.59	1.19	8.09	1.31	
音助	仁義		紙	0.067	6.93	0.78	8.09	—	過1.94
又兵衛	仁義			0.075	7.75	0.87	4.04	2.84	
浅吉	仁義		紙	0.059	6.10	0.69	8.09	—	過2.68
鹿蔵	仁義			0.051	5.27	0.59	—	4.68	
作次郎	仁義			0.051	5.27	0.59	—	4.68	
繁蔵	仁義	○	紙	0.0294	3.04	0.34	—	2.70	
久兵衛	仁義			0.02	2.07	0.23	—	—	△1.84
若重郎	仁義	?	紙	0.02	2.07	0.23	—	—	△1.84
六太郎	仁義	○		0.0196	2.03	0.23	—	—	△1.80
不動院	内之瀬	◎		0.57444	* 59.34	6.68	56.63	—	過3.97/*内0.28934庵地分
吉之丞	内之瀬	○	紙	0.2413	24.93	2.80	20.29	1.84	
菊郎	内之瀬			0.0775	8.01	0.90	8.09	—	過0.98
茂吉	内之瀬		紙	0.1	10.33	1.66	3.78	0.18	ほかに駄賃4.8
役蔵	内之瀬			0.0769	7.95	0.89	8.09	—	過1.03
七蔵	内之瀬	○		0.2469	* 25.51	2.87	24.27	—	過1.63/*徳兵衛預地年貢とも
泰蔵	(松元)		紙	0.6534	53.73	7.59	56.76	—	過10.62
茂吉	(松元)			0.323	33.37	3.75	28.35	1.27	
夏助	(松元)			0.0946	9.78	1.10	8.08	0.59	△0.01
為次	川尻	◎		0.8174	* 72.05	8.10	65.00	—	過1.05/*内0.120七蔵より出引
儀平	川尻		紙	0.1834	18.95	2.13	—	16.82	
為左衛門	川尻			0.2603	26.89	3.03	16.18	7.68	
岩蔵	湯浅		紙	0.2516	25.99	2.92	24.27	—	過1.20
寿吉	湯浅			0.1845	19.06	2.14	16.92	—	
忠太兵衛	湯浅			0.4465	46.13	5.19	40.94	—	
品之助	湯浅		紙	0.38119	39.38	4.43	32.50	2.45	
湯浅重次郎	湯浅	◎		1.14653	118.45	13.32	—	105.13	
直次郎	湯浅		紙	0.2732	28.23	3.17	32.50	—	過7.44
源助	湯浅			0.05	5.17	0.58	—	—	直次郎過上分7.44、過上2.85
権右衛門	湯浅			0.2477	25.59	2.88	16.18	6.53	
吉兵衛	湯浅		紙	0.2163	22.35	2.51	8.09	11.75	
弁蔵	湯浅			0.267	27.59	3.11	—	24.48	
幸助後家	湯浅			0.08	8.27	0.93	—	7.34	
重之介	湯浅		紙	0.05	5.17	0.58	4.59	—	
文右衛門	湯浅			0.1036	10.07	1.20	8.09	1.00	過0.20
多次郎	湯浅			0.069	7.13	0.78	—	—	△6.35
嘉知蔵	湯浅			0.1047	10.82	1.22	12.13	—	過2.53
重吉	轟谷	◎		0.22873	23.63	2.66	20.22	0.75	
貞平	轟谷			0.1634	16.88	1.90	16.18	—	過1.20
ノ蔵	轟谷			0.327	33.78	3.80	28.31	1.67	
伊右衛門	轟谷			0.4627	47.80	5.38	40.59	1.80	
市兵衛	轟谷	○		0.166	17.15	1.93	8.08	3.00	△4.14
伝吉	轟谷		紙	0.156	16.12	1.81	16.17	—	過1.86
民部	轟谷	○		0.302	31.20	3.51	28.31	—	過0.62
熊次	轟谷	○		0.2475	25.57	2.88	24.26	—	過1.57
徳兵衛	轟谷		紙	0.81259	* 83.94	9.44	64.86	9.64	*内0.24三右衛門当作
貞六	轟谷			0.1088	11.24	—	11.24	—	拝借なし
				11.8747	1200.05	135.77	854.51	225.10	

典拠：天保6年(1835)12月「当秋御年貢米代銀取立帳」[湯浅A1-22]

炭山請負人に日用飯米として米を売って銀子に代え、私人と裁判人が徳島に行き、指紙相場の良いときに指紙を購入し、それを年貢上納にあてていた。またこれに関わる経費は、私人・裁判人の二人が帰村後に、村中立会費で、必要経費を計算し、成米一石あたりの造用米一斗五升を負担してきたという。夏年貢に相当する麦五斗についても同様で、運賃や造用が嵩むことから、指紙で上納してきたとされている（経費負担は成麦一石あたり麦一斗六升）。

以上のように、蔵入地の夏秋年貢については、現物納では、山分からの年貢の納入経費が負担となるため、銀納化を村々が志向していた。これは給地年貢の扱いは対蹠的である。給地年貢の場合は、木頭村とその周辺や御用所のある和喰村等に納入すればよかったが、蔵入地年貢を現物納する場合は、徳島城下までの運送が求められたことが、こうしたあり方の違いを生んでいたことになろう。

ただし、代銀納化は、指紙購入のための銀子を山分で確保することが不可欠となる。また、指紙相場の値段を見計らって指紙を購入する必要があることから、指紙相場の変動に左右されやすいという矛盾を内包していた点に留意がいる。

一方、蔵入地年貢で、唯一現物納だったのは山茶であった。木頭村では、給地のみならず、蔵入地にもわずか一〇斤二歩ではあるが茶年貢が賦課されており、現物納の山茶は、徳島城内三木曲輪にある長御蔵に納められていた。

四、宝暦一三年（山田織部領上知）以降の年貢上納

以上のような仁宇谷の年貢納入形態を一変させたのが、先述した宝暦一二年（一七六二）の山田織部一件であった。山田家知行地であった仁宇谷の大半が上知され、蔵入地に一元化されたからである。その結果、旧給地分の年貢納入も、蔵入地に準じて、一律に指紙による代銀納へと転換した。ただし、請（年貢率）は、蔵入地四つ二分・山田織部上知分三つ五分と異なっていた。そのため蔵入地と山田織部上知分の土地・年貢上納上の区別は、その後も存続していった⁽³⁰⁾。

表9は、木頭村における天保六年（一八三五）秋年貢の徴収状況を示したものである。この年の物成米は米一一石七斗七升四合六勺七才で、それを上納人五一名が高割で負担している。天保四年の家数は五八名であるから⁽³¹⁾、約八八%が高持だったことになる。この年は既に米価が高騰していたこともあって、各自の物成米は、すべて一石あたり銀一〇三匁三分と高いレートで換算され、全体で代銀一貫二一四匁二分六厘がこの年の秋年貢銀となった。すべてが銀納であり、年貢納入に必要な銀子を準備する必要があった。

表10 慶長8年(1603)検地にみる山茶

筆	字	地目	面積、その他	高(石)	名負人
1	かきのほて	山畠	1畝之内ニ茶園有	—	若兵衛
6	かわしり	畠	1畝6歩、ミね茶有、かち35本	—	若兵衛
7	かわしり	畠	2畝15歩、かち86本、茶ノ木60くろ	0.05	若兵衛
10	かみの本ひかし	切畑	2ヶ所、茶木有	0.01	又兵衛
17	こんけんノ前	切畑	1ヶ所、茶有	0.1	又兵衛親丞為
20	田の谷	切畑	1ヶ所、茶木有	0.003	又二郎
25	こみのうしろ	畠	2畝、茶15くろ、かち23本	0.02	又八郎
35	(あんの前)	畠	1畝ノ内、茶ノ木40くろ	—	若兵衛
38	やしきノまへ	畠	10歩ノ内、上茶えん有	—	又八郎
40	いやしき	畠	1畝25歩、古作100歩ノ内より出ル、かきの木2本、茶26くろ、かち10本	0.01	若兵衛
42	かみの上	畠	1畝之内、茶木有、米なし	—	若兵衛

典拠：慶長8年(1603)4月12日「那西郡内荒御検地帳」[木沢村誌1820-1822頁]

また表によると、代銀納用の銀子は、拝借銀・現銀・銀札と三つの方法で、湯浅家が徴収していた。拝借銀とは、同年一〇月に、天候不順に伴う作柄悪化と、産物買取の不調という困難な状況に対して、那賀川流域の村々が歎願し、郡代より認可されたものである。木頭組には銀四貫八四〇目が配分され、うち木頭村には銀三四〇目が割り当てられた（請人は五人組嘉蔵と百姓惣代徳兵衛・義兵衛⁽³²⁾。実際、この年の秋年貢では、その一部の銀一三五匁余が、各人に物成高に応じて補填された。中には拝借銀でしか納入できず、納入不足が生じている者もいた。つづく現銀は銀八五四匁余と銀納方法全体の七一・二%を占める。これに対し銀札の場合は銀二五匁余（一八・七六%）とその割合は低かった⁽³³⁾。

ただし、唯一の例外は、茶年貢であった。茶年貢だけは、宝暦一二年の山田家領の上知以降も、従来通り、給地夏年貢分の山茶一三〇斤（麦一・二石分）と、一〇斤二歩（米〇・〇五〇一石分）が賦課された⁽³⁴⁾。給地分と蔵入地分の茶年貢は、ともに現物納であり続けた。

以上のように、木頭村を含む仁宇谷一帯に広がる山田家地方知行地では、山田織部一件とそれにもなう上知にとともに、茶年貢を除き、蔵入地と同様の代銀納へと変更された。この年貢の全面的な銀納化への変更は、藩権力内の事情に起因するものであったが、年貢代銀納を可能とするだけの銀子調達が必要で段階へと、地域の経済構造の変化を押し進める一つの契機となったのである。

五、山茶と茶年貢

(1) 山茶の植栽

本章では、木頭村とその周辺における山茶の生産と流通をふまえた上で、その後の茶年貢の行方を考察したい。那賀川流域の山茶に関する既存の研究⁽³⁵⁾は、二〇世紀後半から現在にかけての現地調

査からの分析が中心で、近世段階の製茶方法の種類と展開については、史料の限界から、ほとんど明らかにされてこなかった。近世文書には、茶の記載があったとしても、「茶」ないし「山茶」としてしか表現されていないことが大半だからである³⁶⁾。しかし、今回調査した湯浅家文書には、一九世紀前半の茶の製造や流通に関する文書が比較的残されていた。天保七年（一八三六）九月に開始された仁宇谷産物越法で、組頭庄屋湯浅重次郎がその元取として諸産物の流通統轄を担っていたからである。そこで以下では、湯浅家文書の新出史料をもとに、茶の製法と流通について検討したい。

木頭村における山茶の初見は、慶長八年（一六〇三）検地である。表10によれば、茶は畠（常畠）七筆、山畠一筆、そして切畑三筆四ヶ所に存在していた。検地の地目をこえて広く茶が存在していたのである。このうち畠では「茶木あり」との記載のほか「茶ノ木六拾くろ」とヤマチャの株数が計上され、山畠・切畑では「茶園あり」「茶木有」「茶有」と記載される傾向にあった。いずれの場合も、畝状の畦畔茶ではなく、株仕立てで生育していたと考えられる。ただし、茶ノ木が永続的に栽培されていたか否かまでは確認できない。

一八世紀半ばの山茶生産には、二つの形態が存在した。第一の形態は、屋敷周辺の茶畠（茶園）で、株仕立てで常に栽培する場合である。例えば次のような質入証文がある。

【史料8】〔湯浅 B2591〕

五年切売渡田地書物之事

- 一、畑五拾歩 高壱斗壱升五合
- 一、茶畠壱ヶ所 上ハ森切、下ハやふ切、東ハ田之きし切、かち共
- 右ハ船手御年貢御味進、当成不罷成候付、扣之田地・茶畠本米式斗ヲ以銀子六拾目ニ相定、其方へ売渡、則米請取御蔵へ上納仕候、然上ハ御年貢諸役懸り物所なミニ御勤可被成候、右元米指戻申候ハ、田地茶畠請取可申候、為其所之肝煎・頭百姓加判を以御下代今川次郎右衛門殿御裏判申請相渡上ハ、於後日違乱無御座候、仍而証文、如件

享保元年申ノ十一月十日

木頭村本人 又右衛門（印）

龜右衛門

同村証人

善十郎（印）

同村

安兵衛（印）

肝煎

八郎兵衛（印）

和食花屋兵左衛門殿

（裏書）「表書之通、令承知候、以上

申ノ十一月十八日 今川次郎右衛門（印）」

（裏書）「此証文元文三年ノ十二月請もとし申候」

木頭村の湯浅家小家の又右衛門・子龜右衛門が船手年貢の未進に陥り、所持する畑と茶畠を、五年切で和食村の花屋兵左衛門に銀六〇目で売り渡し、彼から年貢納入用の米を請け取り、それを御蔵に上納したとある。ここでは村の肝煎でもある壱家八郎兵衛（湯浅家）と、壱家安兵衛（のちの仁義株）・壱家善重郎（のちの川尻株）が村側の証人として連名している。木頭村での土地売買には、こうした肝煎と頭百姓（各壱家）という村落運営層による共同の了承が必要だったからである。また裏書をしているのは、給人山田家の家臣である。徳島藩領では土地売買の際に代官や給人家臣の裏書が必要であったためである。ちなみに、この土地は二二年後の元文三年（一七三八）に請け戻された。

さて、ここで注目されるのは、那賀川中流の和食村の花屋兵左衛門の存在である。彼は又右衛門親子の年貢未進分（米二斗）の実質的な立替を担っている。単に又右衛門に銀子を貸し付けたのではなく、和食村にある給人山田家の御蔵への年貢立替機能を有する御用商人と想定されよう。他にも次のような証文がある。

【史料9】〔湯浅 B2512〕（端裏書）「又兵衛」

仕渡ス茶畑質入書物之事

平兵衛家うしろ

- 一、茶畠壱ヶ所 東ハ榎木切、上ハ教覚院茶畠境切、西ハ平兵衛境切、下ハ家切

右は和食村花屋兵左衛門借銀札有之二付、各々様御了簡之上、来ル卯ノ年今未ノ年迄五ヶ年、壱ヶ年ニ茶式俵宛相渡、皆済仕管ニ相極、則各々様加判ニて相定候、然上は右相定候通卯ノ年今未ノ年迄五ヶ年ニ茶拾俵無滞相渡可申候、若右年数之内壱ヶ年ニ而も滞候ハ、右質入之茶畑早速相渡シ可申候、右年割之銀札、各々様御請持二付、右之茶畑質入ニ仕置候処、相違無御座候、何為後日茶畑仕入証文、如件

享保九年寅ノ十二月廿九日

木頭村ないノ瀬 又兵衛（印）

木頭村肝煎 八郎太郎殿

同川尻 善十郎殿

享保一九年（一七三四）一二月、内之瀬株の壱家又兵衛は、年貢を納入できな

いたため、肝煎湯浅家と川尻株壱家善十郎に請人を依頼して、史料8と同じ和食村花屋兵左衛門に借銀をした。花屋への借銀返済には五年間毎年茶を二俵ずつ渡す

表11 証文に見る木頭村の茶畠

番号	場所	四至	題名(差出→宛先)	期間	銀子	年月日	文書番号
1	松本茶畠	境、下ハ居屋敷の岸、墓切、下ハかでの石切、同口ももの木切、上ハこうかき切、奥ハ二郎屋敷の畔切、上ハ茶ありきり境	売渡シ申茶畠かき之事(木頭村本人六兵衛・所人又兵衛・八郎右衛門→坂州村内寺谷二郎助)	15	銀札90目	元禄13.12.22	B27-4
2	茶畠松本1枚	(1に同じ)	五年切ニ本銀戻り売渡ス茶畠書物之事(木頭村本人六兵衛・証人久蔵・同伝兵衛・肝煎八郎兵衛→轟谷治郎助)	5	銀札50目	元禄17.4.4	B27-5
3	栗坂茶畠	(不明)	仕質入茶畠かき書物之事(轟谷六兵衛・証人菖蒲村肝煎安左衛門→木頭村善十郎・又蔵・坂州村藤吉・拜宮村万右衛門・木頭村八郎兵衛)	1	銀札75匁(8年間)	元禄17.4.11	B2-3-5
4	茶畠1ヶ所	上ハ森切、下ハ藪切、東ハ田岸切、梶共	五年切売渡田地書物之事(木頭村又右衛門・証人亀右衛門・善十郎・安兵衛・肝煎八郎兵衛→和食花屋兵左衛門)	5	銀子60目	享保元.11.10	B2-5-9
5①	茶畑1枚	境目、上は又右衛門境切、東ハ道切、西ハ善重郎茶畠境切、下ハ大道切	御裏判証文ニ添書物之御事(木頭村亀右衛門・請人安兵衛・肝煎八郎兵衛)	5	畠、下畠とあわせて90目・本米3斗6升	享保8.12.5	B2-16-11
5②	茶畑1ヶ所	(4に同じ)		5			
6	茶畑1ヶ所	平兵衛家うしろ、東ハ榎木切、上ハ教覚院茶畑境切、西ハ平兵衛境切、下ハ家切	仕渡ス茶畑質入書物之事(木頭村内之瀬又兵衛→木頭村肝煎八郎兵衛・同川尻善十郎)	5	1年茶2俵(10俵)	享保19.12.29	B2-3-12
7①	茶畑1枚	松本谷権兵衛当り、西ハ坂切境、南ハ家敷岸切、東ハ田端切石石、北ハ岸切	茶畠境証文之事(坂州村千之丞・木頭村清兵衛・同断勘右衛門・証人又左衛門・同断又兵衛→坂州村肝煎藤右衛門・木頭村肝煎八郎太郎)	-	-	延享4.8.8	B2-3-2 =B2-8-8
7②	茶畠	権兵衛当り茶畠之内、南ハ島岸切境、西ハ小谷こば切境、北ハ岸切、東ハ大ぬけ見通シ立境		-	-		
8	茶畠2ヶ所	家ノ北之内 一、伐畑老ヶ所 高1升5合 松元伴右衛門家ノ上ニ有	田畠譲り証文之事(木頭村轟谷本人清兵衛・同伴貞平・証人又左衛門→同村甚兵衛・同繁之丞)	-	-	明和元.12.29	G67-4
9	茶畑1枚	堂ノ上ニ 物成3斗1升3合5合、内麦1斗7升8合ニ次茶5斤麦ニ次	庵地定証文之事(庵主教学院・川尻政右衛門・内ノせ亦之丞・同又左衛門・同清兵衛)	-	1年銀40目	明和2.3.2	C125-3 =B2-13-6
10	茶畑1ヶ所	境、東ハ尾限、南ハ内ノ畝境切、西ハ八左衛門殿境限、北ハ田之岸より1間上エ東へ見通	仕渡分地書物之事(木頭村川尻忠二郎・小家銀右衛門・同貴兵衛・同村百姓又之丞・悦右衛門・清兵衛→六平)	-	-	安永8..9.-	F13-1

表12 19世紀中頃の茶年貢代銀納

村名	茶(斤)	代銀(匁)
檜曾根	102.10	46.96
桜谷	48.40	22.27
木頭	124.20	57.14
当山	22.50	10.35
阿津江	22.50	10.35
東尾	20.84	9.59
白ヶ谷	66.60	30.64
長安	53.40	24.57
坂州	172.60	79.40
小浜	90.50	47.63
音谷	40.00	18.40
沢谷・横谷・川成	280.00	128.80
高野・小泉・寺内	60.00	27.60
出り羽	1.07	0.49
懸盤	335.00	154.10
小島・岩倉	125.00	57.50
拜宮・日真	228.18	104.97
菖蒲	48.50	22.31
合計	1841.39	853.07

参考. 西納組の茶年貢

水崎	60.74	27.94
花瀬	33.90	15.60
[]	69.00	32.00
蔭谷	23.92	11.01
西納・内山・相名	42.66	19.63
合計	230.22	106.18

典拠：年不詳「(表題欠)」[湯浅 DB2-5]

こととし、請人二人に茶畠を五年切で質入した。万一、返済できない場合には、請人が茶畠を回収し、そこから花屋に返済するためである。史料8・9をふまれば、茶は借銀返済にみあう商品価値を持ち、茶畠は一つの「資産」として意味を持っていたことになる。

また、史料9の茶畠の場所は「平兵衛家うしろ」とのみあり、通常の質入時のような面積・高などの記載もないことから、茶畠は検地帳登載の地目ではなかった。この茶畠は教覚院茶畠とも連続しているように、屋敷近くの、畠の一部や、切畑のうち屋敷の背後に広がる麓斜面の一面に展開していたと考えられる³⁷⁾。こうした茶畠質入の事例は、元禄一三年(一七〇〇)から安永八年(一七七九)の約八〇年間に一〇例確認できる(表11)。常畠の一部や、屋敷まわりに近い切畑でのヤマチャ栽培が恒常的に展開し、重要な商品作物の一つとなっていた。

第二の形態は、火入れ・焼畑耕作の後にヤマチャの古株から萌芽し成長したものを利用する半栽培的な利用形態である。冒頭で述べたように、山茶の根は火に對して強く、火入れ後も生き残り、焼畑耕地となつてから五・六年経つて生育する性質をもち、焼畑のような森林植生に對する人為的攪乱の程度の著しい場所での自生率が高かつた³⁸⁾。その実態が史料に記載されることは少ない。仁宇谷北俣筋でこれに該当するのは、文政四年(一八二一)八月の懸盤村の事例である³⁹⁾。同村肝煎である沓家多重郎のもとには、小家が四軒存在した。小家は田畠を所持したが、「山畑」については、沓家の多重郎が焼畑耕作地である「作所」を「年々分ヶ」てきた。那賀川上流に特徴的な(株単位の切畑利用慣行)である。ところ

が、文政元年（一八一八）春、小家側が切畑・山島の所持権分割（「配分」）を希望したため、多重郎は山島の分割案（「配分」案）を小家側に提出した。これに対し小家二軒は納得したが、残る二軒は反対した。反対した一人である六太郎は、小家でありながら、古い段階での分家であるため、山島を既に七〜八枚所持していた。その山島の内部では「茶四拾俵余」が確保できることから、当該の山島は自らのものであるとして、山島分割に反発したのである。山島では、焼畑耕作がなされるのみならず、焼畑休閑期に自生する山茶を収穫することができた。

以上のような形態での山茶の栽培・半栽培は、既に近世初頭段階に仁宇谷北俵筋全体に広がっていた。時期は下るが、一九世紀中頃の木頭組における茶年貢の村単位の負担数を示したのが、表12である。北俵筋に相当する木頭組全体で茶年貢負担が展開していたことが一目瞭然である。木頭村のように茶年貢一〇〇斤分を越えていた村も多く、とくに懸盤村は茶年貢三三五斤に及んでいた。一九世紀段階ではすべて蔵入地で代銀納であるが（後述）、茶年貢が設定された近世初頭段階においては、北俵筋では茶年貢を負担しうるだけの山茶が栽培され、それだけ夏年貢（麦）を茶年貢で相殺可能だったことを意味する。一方、仁宇谷本郷に相当する参考の西納組では対蹠的で、木頭組に比べて茶年貢負担はそれほど多くはない。同時期の茶年貢銀納継続願いにも「茶上納村は仁宇谷口分村々ニハ無御座、山分村々上納奉仕義」⁴⁰とあり、近世初頭の茶年貢設定時の山茶生産量は、仁宇谷（本郷）よりもむしろ仁宇谷北俵筋の方が多かったのである。

ただし、山茶を生産できたすべての村で、山茶を加工して産物（商品）として産出できたわけではない。天保七年（一八三六）九月に仁宇谷産物趣法が開始された時、元取の組頭庄屋田湖弥十郎・植原権太兵衛・湯浅重次郎は、各村に産出できる「村々産物大綱」の見積を提出させた。それによると、趣法取締を湯浅重次郎が担った仁宇谷北俵筋・海部郡木頭山では、茶は海部郡のうち平谷村三二〇〇俵、古屋村五六〇俵、木頭上山村六〇〇俵、そして仁宇谷北俵筋では懸盤村より下流の一五ヶ村一八五〇俵の合計六二二〇俵であった⁴¹。北俵筋の上流域では、茶を生産できたとしても自家用・年貢茶上納用にとどまり、流通経費等の負担が理由で、産物としては産出されなかった点に留意する必要がある。

（2）茶の製造（加工）―イリ茶とヨレ茶―

茶の種類と分布 では、こうして収穫された山茶は、現地でどのように加工されたのだろうか。少なくとも一九世紀前半に、山茶は、「かう茶」「イリ茶」「ヨレ茶」の三種類に加工されていた。

表13 坂州・平谷からの茶産出

村名	名前	種類	数(本)
白石	三介	イリ	6
九文名	太夫	イリ	4
こみ野	利右衛門	イリ	5
こみ野	役蔵	イリ	4
助	介右衛門	イリ	1
下用知	市太	イリ	4
松保	善次郎	イリ	1
松保	八蔵	イリ	1
白石	宇平	イリ	1
坂州	松蔵	イリ	3
坂州	林右衛門	ヨレ	5
坂州	信太	かう	1
坂州	留蔵	ヨレ	4
坂州	けさ介	ヨレ	1
坂州	秀助	ヨレ	2
坂州	三蔵	ヨレ	1
坂州	八五郎	かう	1
坂州	伝蔵	ヨレ	4
坂州	介六	イリ	6
坂州	役太郎	ヨレ	2
	同	イリ	4
坂州	万太郎	ヨレ	2
坂州	喜太郎	ヨレ	2
合計			65

典拠：天保期「(表題欠)」[湯浅 H38-5]

「かう茶」の実態は史料上、明らかにならない。ただし、後述するように、茶摘は夏年貢上納に充分間に合う季節⁴²春で、加工方法も「ヨレ茶」ほど煩雑でなく、「ヨレ茶」よりも質は悪く廉価であった。ヨレ茶やイリ茶とも区別される、簡易かつ原初的な製法に基づくものと想定できる⁴³。

「イリ茶」は、現在の釜炒茶である。釜炒茶は、初夏に製造される茶である。現在は、新暦五月上旬頃に茶摘みをし、その日のうちに釜で一〇〜二〇分ほど炒り、茶揉み、そして二日間の茶干しを経て製造された不発酵の番茶である。現在は那賀町木頭（近世の海部郡木頭山三ヶ村）、海部郡牟岐町・海陽町、三好市東祖谷で製造されている⁴³。これに対し「ヨレ茶」は、現在の阿波晩茶で、真夏に製造される茶である（後発酵茶）⁴⁴。新暦七月の土用頃に茶摘みののち、茶茹で・茶摺りを経て、二週間前後桶（コガ）に漬け込み、さらに二〜三日の茶干しを行うという工程である。現在は那賀町（とくに旧相生町）および勝浦郡上勝町を中心に製造されている⁴⁵。イリ茶とヨレ茶を比較すると、茶摘み時期の違い（五月⇄七月）、製造方法の違い（炒る⇄茹で・漬け込み）が大きく異なっている点が注目される。

その上で、一九世紀前半の製茶状況について検討しよう。仁宇谷北俵筋の那賀郡坂州村と、海部郡木頭山三ヶ村の一つ平谷村内の各集落での、ある出荷時の生産者と出荷数の記録がある（表13）。一回の出荷時に、平谷村では各集落一〜二名（計九名）が、坂州村では一三名が、各家一〜六俵と少数ながら茶を産出している。茶には「かう」「イリ」「ヨレ」の三種類があったことが一目瞭然である。注目されるのはその分布範囲で、平谷村側ではすべて「イリ茶」であるのに対し、坂州村では上記三種類の茶がすべて加工・生産されていた。中には役太郎のようにイリ茶とヨレ茶の両方を製造していた者もいる。木頭山三ヶ村ではイリ茶を、

仁宇谷北俣筋下流側ではヨレ茶・イリ茶の両方を生産していたのである⁽⁴⁶⁾。

ヨレ茶の誕生 次の史料も年欠ながら、一九世紀前半の湯浅重次郎の手による茶流通に関する覚書である⁽⁴⁷⁾。断片的だが、当時の茶の製造と流通の一端を伝える好史料である。

【史料10】「湯浅CB&415」

一、ヨレ茶壺本、懸目七貫五百目、通用

内壺貫五百目

風袋引

残り正ミ六貫目

式拾四斤

斤二直シメ

代拾匁八厘

上納元四分式厘之引合ヲ以、本文之通

外二式厘

式歩相

同壺匁三分

木頭村の桜谷村持送り駄賃

同壺分

桜谷村の音谷村之内小川原船場へ持越駄賃

同五厘

小川原荷物置場床錢

同六分

小川原合持井迄船運賃

同四分

益銀

同壺分壺厘

持井御分一所御口銀

同壺匁式分程

水揚并床打歩懸りとも

合拾三匁八分六厘

茶壺荷ニメ都合

一、ヨレ式本代 式拾七匁七分式厘

右は木頭・坂州辺之ヨレ茶ニ而、相場宜敷節右様位、又ハ廿五六・廿三位、下物ニ相成候而は廿目之内え入、十六七八九、当村の奥分へ至り而ハ茶不出来之上、駄賃も壺本ニ付壺匁五六分、又ハ壺匁八九分処々ニ而駄賃之高下御座候

一、かう茶ニ而ハ、前段ヨレ下物同断之引合ニ候

一、上納茶之義ハ、古来かかう茶ニ而上納仕来、御売払之直段、前段下物之引合ニ相運候而は御益ニも相成かたく哉ニも奉存候、且又ヨレ茶製は四拾年以來仕義ニ御座候

一、

一条目は、「ヨレ茶」の一本一俵あたりの容量規格と流通経費（輸送賃・口銀等）を、二条目はヨレ茶二本一荷の価格を示す。以上についての分析は後述するとして、ここでは「ヨレ茶」と「かう茶」について記した三条目・四条目に

注目したい。三条目では、ヨレ茶とは別に「かう茶」が存在するが、ヨレ茶の下物と同等であるとする。その上で四条目によれば、当地では、上納茶つまり年貢茶として、以前から「かう茶」を現物納してきた。しかし藩側が、上納された「かう茶」を徳島市中で売り払おうとしても、茶の相場値段よりも低いために、藩の利益にならない状況が生まれた。これに対しヨレ茶は、四〇年前から製造を開始してきたという。

第一に、ヨレ茶は、一八世紀末頃から盛行した加工法によって生産された茶であった⁽⁴⁸⁾。阿波晩茶（後発酵茶）の製造が本格化したのは、「稲作以前」ではなく、その歴史は新しいのである。ヨレ茶は製造に手間がかかり、また生産する時期は土用から盆にかけてと遅いが、従来から存在した「かう茶」よりも高く販売できるため、重要な産物として着目されたのであろう。第二にそのヨレ茶生産が盛んになったことで、茶相場がヨレ茶主導の値段となったため、従来からの加工法による「かう茶」はヨレ茶の劣るものと見なされた。かう茶からヨレ茶への転換は、後述するように、茶年貢の上納形態にも大きな変化をもたらしていくことにもつながった。

ヨレ茶・イリ茶の流通 ところで、イリ茶とヨレ茶は、遅くとも一九世紀初頭には徳島市中や他国に流通し、広く消費されていた。

例えば文政五年（一八二二）に木頭山三ヶ村は、藩に対し、i 宇治茶⁽⁴⁹⁾以外の他国茶の三年間入津指し止めと、ii 茶問屋設定を願う願書を提出した。近年、木頭山で製造した茶が、紀州田辺にいったん流通したのち、田辺茶として阿波国内にいわば逆輸入の形で売買されているとの風聞があること、木頭山の茶は諸経費ばかりが高み、茶値段が安く引き合わない状況もあって、年貢銀納にみあう銀子が確保できず百姓が困窮に及んでいるというのである⁽⁵⁰⁾。この願いのうち、i 他国茶指留が許可されたかどうかは不明だが、少なくともii 茶問屋設定は考慮されたようで、翌年には、徳島城下の森屋新兵衛・宮本屋十兵衛が、那賀川下流の持井（市中への水揚地点）に、流域すべての茶を集荷する「一手茶問屋」の設置を願い出ている。

これに対し木頭組・西納組側は、問屋の設置に反対した。翌文政六年三月に両組の組頭庄屋が那賀郡代手に提出した願書によると、その理由は、①問屋の固定化は他の相場との比較が困難であり、②茶相場は上下するので、常に茶一斤を銀二厘で買上という問屋案では安すぎること、③従来、両組の村々では茶を那賀川中流の仁宇村・大久保村の荷宿で売払い、銀子を調達しており、茶問屋の固定化ではなく、「何方ニ而も売買」し、売先を手広く確保したいからであった⁽⁵¹⁾。

ここでは、①那賀川上流域の百姓にとつて、年貢諸上納銀などに必要な銀子確保のために、茶は換銀のために重要な産物となっており、茶値段の安定化を求めている点では共通していた。ただし、②問屋設置を願うことで茶買取値段の一律上昇を求める木頭山側と、選択的に茶値段の高い売先を確保しようとする仁宇谷・同北俣筋側との間で、流通関係をめぐる分岐が生じていた。おそらくその背景には、イリ茶の出荷を中心とする木頭山と、イリ茶・ヨレ茶の双方を出荷する仁宇谷・北俣筋の差も反映していたのではないかと考えられる。茶値段が不安定な中、市中間屋とそれとの結合を図る中流域の荷宿、あるいは持井の一手問屋のいずれが集荷のイニシアチブを掌握するのか、不安定な段階であった。

その後、茶はどのように流通したのだろうか。仁宇谷産物趣法開始後四年たった天保十一年（一八四〇）三月の郡代からの通達をうけ、九月に元取三人はこれを具体化した独自の取締策を決定した。その中の「久留免田心得向」には、茶について次のように記している。

【史料11】天保十一年九月「諸産物取究方元取三人定書」〔湯浅1291〕

一、茶市中送取分、持井へ為揚、道売之義ハ益銀壹俵二付四分宛取立候事、其物品々道売之分益銀取立候事、尤大京原・岩脇両所之義ハ不筋之売事いとし候二付、当時御指留被仰付二付、元取分指図有之迄ハ指留候事
一、市中市問屋市日之義ハ、花屋久米蔵出張之上市いたし、代銀都之義は増屋兵吉・大久保屋岩蔵兩人二取都させ可申事、市帳久米蔵久留免田へ持帰り写仕、天神原并二山分へ早々相送候事、尤定居手代老人指置候事

市中へ送る茶については、まず持井で陸揚げし、「道売」（周辺地域での販売）する場合には、益銀を一俵あたり銀四分を久留免田出張所で取り立てること、また茶以外の品でも「道売」の場合は益銀を出張所が取り立てる、とある。徳島市中に茶問屋があり、そこに運ぶには、高瀬船で積み下した茶を、出張所でチェックした上で、那賀川下流の持井でいったん水揚し、沼江村まで陸送し、そこから再度高瀬船で勝浦川を経由して徳島城下まで積下していた。これは最河口の中島浦・海沿ルートを介さずに運搬できる、いわばショートカットの経路であった（「市中売」ルート）。

第二に、徳島市中には茶の市がたち、市日が設定されていた。興味深いのは、市立の際には桜谷村の小寄人の中でも、もと荷宿（＝仲買）の花屋久米蔵が出張していた点である。彼は、茶の代銀のとりまとめについては徳島の茶問屋増屋兵吉・大久保屋岩蔵に委ねたが、市が終わると決定価格等を示す書類（仕切状）を久留免田出張所に持ち帰り、その写が天神原引請所と山分荷主に送られることに

表14 木頭村からのヨレ茶代銀と経費

ヨレ茶1本の代銀	10匁08
二分相（銀札納入時の手数料）	0匁02
木頭村～桜谷村持送駄賃	1匁30
桜谷村～小川原船場持送駄賃	0匁10
小川原～持井船賃	0匁60
小川原荷物置場床銭	0匁05
益銀（＝藩益）	0匁40
持井分一所御口銀（＝分一銀）	0匁11
水揚・床打・歩懸（＝出張所）	1匁20
経費小計	3匁78
総合計	13匁86

典拠：「（ヨレ茶代銀見積算）」〔湯浅 CB8-41-5〕
町田哲「仁宇谷産物趣法の展開と小寄人」
『鳴門史学』33、2022年3月、表3を再掲

期には、仲買（趣法下では「小寄人」に包摂）が生産者から茶荷物を集荷し、これを市中茶問屋や那賀川河口域の茶商人に流通させる経路が、定着していたのである⁵²。

その一端を、天保期の前掲史料10の一・二条目にみよう。第一に、ヨレ茶一本（一俵）は、重さ七貫五〇〇目で、俵の重さ（風袋）を引いた正味の重さは六貫目二四斤分（一四・四kg）と規格化されていた。また茶二本が一荷であった。第二に、ヨレ茶が木頭村から、持井（上大野村）まで、流通する経路がわかる。木頭村から桜谷村の小寄人（仲買）まで駄賃稼で陸送され、小寄人から音谷村小川原の荷宿まで再び駄賃稼により陸送、そこから持井までは高瀬船で下った。第三にその経費である（表14）。ヨレ茶一本は代銀一〇匁八厘と見込まれているが、それに続く部分が、木頭村から持井の間屋まで経費である。駄賃が木頭村から小寄人のいる桜谷村まで銀一匁三分、桜谷村から荷宿のある音谷村小川原船場まで銀一分と駄賃が多かる。小川原の荷宿の置場床銭が銀五厘、小川原から持井までの高瀬船船賃が銀六分、そのほか益銀や口銀を徴収される費用が銀五分一厘、水揚等の費用が銀一匁二分必要で、経費の全体は銀三匁七分八厘、全体の代銀は銀一三匁八分六厘となる。以上のように、ヨレ茶は生産者→小寄人・荷宿→問屋という関係によって流通され、とくに駄賃の経費が、短距離ながら経費全体の三七％を占めていた。加えて、茶の流通過程そのものに藩が吸着し、益銀、二分相（銀札納入時の手数料）、口銀（分一銀）を徴収しており、茶の流通量の増加がすなわち藩益の増加にもつながる構造となっていた点も注目される。

第三は、茶値段である。こうして木頭村・坂州村のヨレ茶一荷（二本・二俵分）

なった。徳島の市中茶問屋に茶の荷宿が出張して取引を掌握することで、趣法銀の回収可能な体制を目指したものと考えられる。

第三に、こうした「市中売」ルートとは別に、那賀川河口域にも、茶を扱う問屋が存在した。この時は趣法に反する行為が問題となって取引が差し止められているが、持井よりも下流の大京原・岩脇にも問屋に相当する商人の存在が確認できる（河口・他国売ルート）。こうして天保

表15 日真村清太郎が集荷した茶荷物

茶荷物	本数	村名	生産者	備考
木文ヨレ茶	4	木頭村	文右衛門	湯浅株小家
日嘉ヨレ茶	2	檜曾根村	嘉太郎	
日与ヨレ茶	3	檜曾根村	与四吉	
日亀ヨレ茶	1	檜曾根村	亀蔵	
木茂ヨレ茶	1	内ノ瀬	茂吉	内之瀬株小家
小友ヨレ茶	3	小浜村	友重郎	
小鹿ヨレ茶	2	小浜村	鹿蔵	
	16	徳島・島屋与兵衛へ送り		
長源イ茶	4	長安村	源蔵	
坂長イ茶	6	坂州村	長左衛門	
大辰イ茶	1	大戸村	辰太	
木八イ茶	2	木頭村	八太郎	仁義株小家
日熊ヨレ茶	2	檜曾根村	熊太	
木八ヨレ茶	1	木頭村	八太郎	仁義株小家
ハイ和ヨレ茶	1	拝宮村	和太郎	
	17	岩脇・炭屋勘八へ送り		

典拠：天保8年(1837)10月9日「茶仕切送り覚」[湯浅CB31]、町田哲・石川登・内藤直樹「近世の『山里』における社会変化—景観・生業・政治権力の関わりをめぐって」『文化人類学』88・2、2023年、278頁表5を再掲

わず、また那賀川北俣筋の上流域である「奥分」からは駄賃費用も一本あたり銀一匁八・九分になるので、ヨレ茶を産物として流通させるメリットが喪失するといふ。駄賃値段の重圧が、産物としての茶の出荷圏を限定させることになっていった。これは前述の、仁宇谷産物趣法開始時の見積で、茶の出荷圏が、北俣筋では懸盤村より下流の、舟着村に近い村々に限定されていた点とも一致する⁽⁵³⁾。産物の出荷圏は生産条件と同時に、流通条件にも大きく規定されていた。

その上で、当該地域から茶が出荷された具体例を検討しよう(表15)。仁宇谷産物趣法下の天保八年(一八三七)に仲買・日真村清太郎が、木頭村・坂州村など近隣半径2km以内の茶生産者から集荷し、茶問屋に出荷した茶荷物の仕切状である。清太郎は、徳島の茶問屋島屋与兵衛にヨレ茶一六本と、那賀川下流の岩脇村炭屋勘八にイリ茶一三本・ヨレ茶四本を、九月下旬から一〇月初旬に送付した⁽⁵⁴⁾。ここでも、仲買が生産者からイリ茶・ヨレ茶を買い集め、それを市中の問屋に流通させていたが、加えて仲買と問屋との間で得意関係が形成されていた点も見逃せない。しかも、徳島市中への茶は、ヨレ茶に限定されている。ヨレ茶の消費地は徳島市中に偏重していたこと、これに対し他国売向け(岩脇の茶問屋)では、ヨレ茶よりもイリ茶が中心であったとの傾向がうかがえる。

一方、生産者に注目すると、木頭村八郎太郎がヨレ茶とイリ茶の両方を出荷し

の値段は、銀二七匁七分二厘となるが、これは品質・相場とも好景況での値段である。場合によつては、銀二〇目を割り込み、銀一六〜一九匁と下値となるケースすらある。そうなると、茶値段と経費等とが釣り合

たように、ヨレ茶とイリ茶も製造していた。また、茶の製造は、株の壺家のみならず小家にも普及していた。壺家・小家の区別が判明する木頭村の場合、四名全員が小家である。焼畑休閒期の切畑や茶畠の山茶をもとにしたヨレ茶生産は、小家にとつても、銀子確保のために重要な手段の一つとなっていたのである。

(3) 茶年貢の代銀納

享和二年の代銀納化 以上のような、都市部の需要に照応した茶の産物化という経済的動向は、逆に藩への茶年貢上納方法という政策に変化をもたらした。享和二年(一八〇二)に那賀郡代が、郡代設置後の郡内の状況とそれへの対処を藩中枢部に報告した文書には、次のような箇条がある。

【史料12】国文学研究資料館所蔵『蜂須賀家文書』27A2833(表紙)「那賀郡一

昨秋已来相手懸候御用方申上帳 平尾勘左衛門・乾新平」より

- 一、仁宇谷筋御年貢茶、a木頭御代官取立候節は、盆前分盆後迄二追々上納為仕候処、b都而上納物御定日限之通上納申付候儀故、茶仕成時節相後レ候節は百姓共難渋仕、遠境之儀二候得は、徳島迄指出候儀も造用多相懸迷惑仕候趣二相聞え候、c并上納時節指懸茶製仕候儀故、干目等も行届不申上納二相成候而茶性合相損、追而御売払之節直段下直二罷成御為成不申二付、d彼は申談候所、代銀上納二申付候得は御不益之筋無之、百姓共窶二罷成申候二付、猶亦相行着候処、壺斤二付五分宛上納被 仰付候得は難有奉存候旨申出候、右様被 仰付候而も是迄御私直段分御為成、第一山分之百姓共窶二相成候二付、存寄元メ之面々迄申出御座候、指引等左二奉申上候
- 一、御年貢茶壺斤二付、三分四厘六毛宛
- 但、去ル已分去酉年迄五ヶ年之間押シ平シ候直段
- 一、同五分宛

但、当年相行着代納二申付候直段 「仁宇谷筋年貢茶」について、a木頭代官の頃は、盆前から盆後までに現物納させてきた(＝夏年貢)。b上納期日厳守を命じていたため、茶生産が遅れると百姓が難渋する場合があります。また遠隔地のため徳島までの輸送費負担が多く困っているとの声があった。cしかも上納時期に茶製造(加工)を行うため、乾燥が不足して茶の品質(性合)が悪化し、藩が上納茶を「御売払」(＝払下)しても値段が安すぎて藩の利益にもならない状況が生まれていた。dそこで、郡代二人が百姓とやりとりした上で、代銀上納にすれば藩の不利益はなく、百姓のためにもなるとの考えを、藩の元メを通して上申した。具体的に、茶年貢現物納段階

表16 木頭村内での茶年貢負担

壺家	名前	株	上納人(斤)	取立(斤)	代銀(匁)
壺家	嘉蔵	仁義	22	4.5	2-0-7
	長吉	仁義		2.5	1-1-5
	伊勢太郎	仁義		3	1-3-8
	善吉	仁義		2	0-9-2
	宇太次	仁義		1	0-4-6
	けさ(喜次郎後家)	仁義		1	0-4-6
	又兵衛	仁義		2	0-9-2
	甚右衛門	仁義		1	0-4-6
	久兵衛・若十郎	仁義		1	0-4-6
	小市兵衛・六太郎	仁義		1	0-4-6
壺家	善蔵後家	仁義		1.5	0-6-9
	与七郎	仁義		1	0-4-6
壺家	吉之丞	内之瀬	10	7	3-2-2
	菊郎	内之瀬		3	1-3-8
	不動院	内之瀬	10	7	3-2-2
壺家	七蔵	内之瀬		3	1-3-8
	為次	川尻	24	14	6-4-4
壺家	為左衛門	川尻		6	2-7-6
	義兵衛	川尻		4	1-8-4
	品之助	湯浅		2.5	1-1-5
	忠太兵衛	湯浅		4.2	1-9-32
	常吉	湯浅		2	0-9-2
	岩蔵	湯浅		5	2-3-0
	直次郎	湯浅	10	3	1-3-8
	権右衛門	湯浅		3	1-3-8
	文右衛門	湯浅		3	1-3-8
	多次郎	湯浅		2	0-9-2
	嘉知蔵	湯浅		5	2-3-0
	弁蔵	湯浅		2.5	1-1-5
	幸助後家	湯浅		2	0-9-2
	庵地			5	2-3-0
	湯浅重次郎	湯浅	33.2	2.5	1-1-5
	壺家	吉兵衛	轟谷		2
伴右衛門		轟谷		4.5	2-0-7
茂吉		轟谷		3	1-3-8
重吉		轟谷	10	1	0-4-6
佐五平		轟谷		0.5	0-2-3
貞吉		轟谷		0.5	0-2-3
伊左衛門		轟谷		2	0-9-2
蔵		轟谷		1	0-4-6
市兵衛		轟谷		0.5	0-2-3
甚兵衛		轟谷		0.5	0-2-3
惣太夫		轟谷		0.5	0-2-3
熊次郎		轟谷		0.5	0-2-3
徳兵衛		轟谷	5	1	0-4-6
			124.2	125	

典拠：文政12年(1829)6月「那賀郡木頭村当夏麦御年貢并茶・夫銀・請銀上納人面附帳」[湯浅 D6-7] および同年同月「御年貢茶銀納を以取立帳」[湯浅 J34]

換算すると銀一九匁二分に相当する。前掲史料10のヨレ茶相場値段と比較すれば、ヨレ茶の中でも「下物」の上程度である。百姓にとっては、上質の茶よりは下値段であるものの、何とか上納可能なぎりぎりの数字である。しかし、茶年貢の銀納化は、村内の茶年貢負担においても新たな局面をもたらすことになった。表16は、文政

の売払値段は、従来、寛政九年(一七九七)〜享和元年(一八〇一)の五年平均で年貢茶一斤につき銀三分四厘六毛だったのに対し、新規に命じた代銀納値段では、年貢茶一斤につき銀五分と藩利の大幅な増収となるとの見積を報告している。ここで特筆される第一は、享和二年(一八〇二)に仁宇谷の茶年貢が、現物納から代銀納へと一律に転換した点である。第二は、代銀納化の理由である。その直接の理由は、茶製造と年貢取立(夏年貢)の時期の重複にあった。新たに広まったヨレ茶の製造季節は盆前(夏土用頃)であったため、夏の茶年貢上納期に間に合わなくなったことが、茶の品質の悪化ともあいまって、百姓にとつてネックとなっていたのである。また、藩に現物納された茶の払下げ値段が安いという点は、史料10で湯浅重次郎が指摘する茶年貢上納時の経緯とも符合する。こうして一八世紀末に導入されたヨレ茶は、既にこの段階で重要な換銀産物の一つとなっており、茶年貢として現物を上納するよりも、i 輸送経費が不要で、ii 生産遅延の心配もなく、iii 流通して確保した茶代銀の一部から代銀納した方が、仁宇谷の百姓にとつても有利となる条件が形成されていた。茶年貢の銀納化は、茶の産物化とパラレルな関係で展開したのである。

銀納値段 実際には、湯浅重次郎が管轄する木頭組(仁宇谷北俣筋二五ヶ村)でも、茶年貢の代銀納化が実現した。

【史料13】「湯浅 CB84-11」(端裏書)「茶代銀御書替添書扣」

覚

一、茶千九百九拾壹斤五歩九厘

代七百九拾六匁六分四厘

外二拾五匁九分四厘 式歩相

合八百拾式匁五分八厘

右は木頭組村々茶代、銀札ヲ以員数之通御札場所様へ上納仕二付、御書替奉指上候、以上

文政九戌年六月

木頭村与頭庄屋 湯浅重次郎

那賀・海部御郡代様御手代

小出満右衛門殿

佐藤文字太殿

文政九年(一八二六)六月に組頭庄屋湯浅重次郎が郡代手代に提出した「覚」である。木頭組の茶年貢は一九九一斤五歩九厘であったが、その代銀七九六匁余に、二分相と称する二%の負担(銀一五匁九分四厘)を加えた、合計八一二匁五分八厘が、銀札で藩の銀札場に納入されている。これは茶一斤あたり銀四分である(55)。一俵(二四斤)に換算すると銀九匁六分、さらにこれを一荷(二俵)に

一二年（一八二九）の茶年貢の木頭村内での負担状況である。二重線の左側は「上納人面付帳」として那賀海部郡代手に提出した文書で、右側は村内限りの帳簿である。これによれば、藩に対しては現物納していた段階と同様に、株の壺家を中心とする特定の「上納人」が負担斤数に応じて銀納する形態をとっていた。しかし実際に村内では、「上納人」が納めるべき茶年貢分を、株内で割賦し、負担するようになっていた。その結果一人あたりの負担は、茶一斤から一四斤程度と、一俵二四斤であることを考えれば、きわめて少なく、必ずしもその負担は大きくない。残念ながら何を基準に取立分を割賦したのかは確定できない。各株の壺家（＝本家・上納人）が多くを負担する傾向にあるが、湯浅株・轟谷株ではかならずしもそうではないことから、土地所持に応じた高割ではない。実際の茶畠の所持や茶生産量かどうか不明であるが、村内の何らかの了解のもとで、公認された「上納人」からは切り離れた形で、分散負担を村独自に実現させていたのである。こうした割賦方法は、銀納だからこそ可能な方法であろう。家数六〇軒（文化八年（一八一））の木頭村で、村内四五名（七五%）が株を単位に茶年貢を分担するように、村内独自の対応がなされたのであった。木頭村以外の村でどのように負担されていたのは不明だが、こうして茶年貢銀納は、藩にとっては、払下げの手續きもなく安定的に年貢銀を確保できたことになり、百姓にとってもメリットが存在したことになる。

茶年貢銀納継続願い だからこそ百姓にとって重要となったのが、茶年貢銀納の継続と、茶一斤あたりの銀納値段の上昇を防ぐことだった。次の史料は、仁宇谷の組頭庄屋湯浅重次郎・森哲蔵が郡代手に提出した、茶年貢代銀納の継続願いで、現在確認できる同種の願書の中では、最も古いものである。

【史料17】〔湯浅CB841-3〕

奉願上覚

a 私共組村々夏御年貢正茶上納之義、雨天統等之節茶製難出来、日和模様ニ随出来候而も長川筋積下之節ニ至り出水支、又は浪懸り等ニ罷成、上納御日限間ニ合不申向も毎々有之、其上正茶上納之義山分口村ニは少、奥山分村々ニ多分御座候而、取分茶製時分いつも畠物手入第一之最中ニ候得共、上納向之義兼而容易ニ不相心得、草手繁多之時不厭製法ニ取懸り、天氣之模様ニ含ミ程能出来之上村々々処々程遠キ船場迄持出候ても時々夕立又は積下波懸り等之災有之儀ニ引替俵等之仕立ニ取懸り候様之向も御座候而、一枚迷惑仕而已ならず、畠物作方ハ手入之遅滞ニ寄、其年之豊凶ニ相懸り候得共、上納御日限間ニ合候様茶製仕事故、おのつから草手後レニ相成不作打続ニ付、

b 去ル酉年分五ヶ年限ニ而代銀上納ニ奉願候処、御慈悲之上願通被為聞召届、以来茶壺斤ニ付代銀四分式厘替・式歩相加へ上納被仰付、一統難有上納仕、御影ヲ以作方手入無懈怠出精仕事故、凶年之世柄取繫、程能渡世仕相勵ミ居申事ニ御座候、c 然処昨未年年明ニ罷成候ニ付御願継奉願上候処、右様容易ニ難被仰付ニ付、代銀出情仕候様被仰付候得共、兎角不世柄之上、近來山分惣而貧迫仕、聊宛之扣地等も糧之引当ニ売質等ニ指出、漸今日取繫兼候もの勝之場合代銀出情之道も難出来、不得止有姿御歎奉申上候処、厚憐愍ヲ以昨未々ヶ年継被仰付難有奉畏、d 然ニ猶当年今年明ニ罷成誠ニ奉申上兼候御義ニ候得共、前々奉申上候通、重々正茶上納ニ相成候てハ困窮之山民共猶々迷惑奉仕義ニ付、私共重々申論之上代銀出情申聞候処、下地分時々出情仕、此上出情迷惑ニは奉存候得共、正茶上納運送諸雜費等之入目ニ相競候てハ少出情仕候ても難有奉存候ニ付、何卒今暫御慈悲之御成下奉願上旨ヲ以、此度壺厘出情仕、都合代銀壺斤ニ付四分三厘替・式歩相加へ上納相運可申ニ付、御道も被為 有御義ニ候得ハ、当年分五ヶ年之間以前之通年継被 仰付度旨ヲ以私共手元迄申出候、右之仕合此上厚御慈悲被 仰付幾重ニも窮民共御救助之被為思召、御別義ヲ以年継被仰付被為下候得ハ私共不及申上、壺枚之もの共重々難有仕合ニ奉存候義ニ御座候、尤正茶御用之節ハ被仰付次第早速上納相運可申候、仍而右之段書付ヲ以奉願上候、以上

弘化五申年二月

木頭村与頭庄屋 湯浅重次郎
中山村右同 森 哲蔵

海部・那賀郡代様御手代

佐藤文字太殿

数藤春吉殿

茶年貢の代銀納は、組村からの願いに基づき、期間を限定して郡代が許可する形式が取られていた。bによれば、天保八年（一八三七）から五年単位で代銀納願いを提出し、以来繰り返して認可されてきていた。c 弘化四年（一八四七）「昨未年」に年季明けとなった際にも代銀納継続願いを提出したところ、郡代側から「代銀出精」を求められた。しかし窮状を訴え、何とか一年継続が許された。それから一年たち再度年季明けとなった弘化五年二月に、代銀納継続を求めて再提出したのが、この願書であった。

ここでの主張の柱は、i 茶年貢銀納の維持と、ii 換銀レートの維持である。

i で注目されるのは、茶年貢の正茶（現物）納入を回避するための理由付けである。aでは、正茶上納がいかに困難であるかが強調されている。一つは、正

表17 木頭組の茶年貢銀納継続願一覧

年月	干支	西暦	願	典拠 (文書番号)	年限	希望	茶1斤 代銀	備考
天保8.-	酉	1837		CB8-41-3	5年		銀4分2厘	
天保13.-	寅	1842		CB8-41-3	5年		同上	
弘化4.-	未	1847		CB8-41-3	1年		同上	
弘化5.2	申	1848	○	CB8-41-3	1年		銀4分3厘	凶荒
嘉永2.12	酉	1849	○	L31①	1年		銀4分2厘	風雨、産物値段不 景気、凶荒
嘉永3.3	戌	1849	○	L31①/CB8- 41-15-2	1年	5年	同上	昨秋凶作、風疹、 産物諸方不融通
嘉永4.-	亥	1850	○	L31②	1年		同上	
嘉永5.閏2	子	1852	○	L31②	1年	5年	同上	申酉凶荒後も困窮
嘉永6.-	丑	1853		L31③	1年		同上	早魃
嘉永7.4	寅	1854	○	L31③	1年	5年	同上	米麦諸品高価、昨 年早魃、産物下直
安政2.4	卯	1855	○	J43-14⑤	1年	5年	同上	米麦諸品高価、昨 年早魃、大地震
安政3.-	辰	1856		J43-14①	1年		同上	
安政4.4	巳	1857	○	J43-14①	1年	5年	同上	大風
安政5.4	午	1858	○	J43-14③	-	5年	同上	
明治2.-	巳	1869		CB8-41-4・10	1年		同上	
明治3.3	午	1870	○	CB8-41-4・10		5年	同上	米麦高価
明治4.4	未	1871	○	CB8-41-16		-	200文	
明治5.5	申	1872	○	J43-1-7	1年		200文	

凡例…「願」願書あり

茶上納の期日に間に合わない点である。いわく、雨天続きでは茶製（加工）が困難で、②日和が良く茶製が出来たとしても那賀川の積下の時期に洪水が発生して出荷できず、③高瀬船に水が懸かる場合もあるという。今一つは、茶製と畠作との両立が困難な点である。④茶年貢は、山分の口村（仁宇谷下流）では少なく、奥山（仁宇谷上流・北俣筋）に多く設定されていたが、⑤製茶の時期は、草拔など畠作農繁期にあたるため、どうしても正茶年貢を納めるとなると茶製が優先せざるを得ず、畠作物の手入が遅れ不作になる。⑥また茶を村々から遠い船場まで陸送しても夕立や川水浪懸による俵交換等が必要となり、あるいは⑦「運送諸雑費」（d）など出費が高む、という。生産面（茶と畠作の同時並行）と、輸出面（高瀬船による積下）という仁宇谷における生業の地域的特徴を前面に押し出

しつつ、茶の現物納がいかに困難かを強調するのである⁽⁵⁶⁾。
ただし注意が必要なのは、この主張はあくまで茶年貢銀納を維持するためのレトリックであった点である。前述のように、茶製造と流通はこの時期には一般化しており、百姓にとってヨレ茶・イリ茶は、重要な換銀可能な産物として重視されていた。にもかかわらず、正茶上納（現物納）を回避するのは、正茶上納よりも銀納のほうが、より百姓にとって有利な条件があったからであろう。
次に重要なのは、ii茶年貢銀納に際しての、一斤あたりの換銀レートである。前述のように文政九年（一八二六）段階では茶一斤あたり銀四分であったが、遅くとも文政一二年段階には一斤あたり銀四分二厘となり、天保期を経てそれは継続されていた。しかし、郡代側はその換銀レートを上げて年貢銀増徴を企図した。しかし、百姓側にとっては銀一厘分上昇となるだけでも、それは大きな負担である。そのため組村側は、何とか換銀レートの上昇を防ごうとした。しかもこの時は、たとえ換銀レートを一厘上げてでも、正茶より代銀納を求める百姓正茶上納を回避しようとした。茶年貢銀納の換銀レートをめぐり、百姓側の意向をうけた組頭庄屋と、郡代側とのせめぎあいが存在したのである。
以上のように組頭庄屋らは、「山分惣而貧迫」（c）「正茶上納二相成候て八困窮之山民共猶々迷惑」（d）という、「山分」貧窮観⁽⁵⁷⁾を逆手にとりながら、i茶年貢銀納の維持とii換銀レートの抑制を確保しようとした。こうした茶年貢代銀納継続願いは、確認できるだけでも表17のごとく多数にのぼる。毎夏年貢上納前の三〜五月頃に提出している。銀納の年限は天保期までは五年間であったが、弘化年間以降は百姓が五年季を歎願しても基本的に一年更新であった。にもかかわらず、茶一斤あたりの代銀は、基本的に銀四分二厘が維持された。これは組頭庄屋らの歎願が奏功した結果である。以上のように、百姓側の意向をふまえ、組頭庄屋が繰返し交渉した結果、幕末維新期まで、茶年貢銀納は維持された⁽⁵⁸⁾。
木頭山三ヶ村の茶年貢銀納化 ところで、イリ茶製造が中心であった海部郡木頭山三ヶ村でも、一九世紀初頭に代銀納化が進んだ。文化五年（一八〇八）ないし文政三年（一八二〇）に木頭上山・平谷両村百姓が提出した「覚」⁽⁵⁹⁾によると、茶年貢の現物納では「海陸運送之費」もかかるので、代銀納願を提出するように郡代から命じられた村側は、一斤あたり銀四分と二分相での上納を願い出た。しかし郡代からは、「那賀郡仁宇谷筋」では一斤あたり銀四分五厘であるため、一斤あたりの銀値段を増やすように命じられた。これに対し両村は、一斤あたり銀四分のレートでなければ請けることはできないと主張した。その結果、両村の要求に近い形で銀納化が展開したと推定できる。

興味深いのはその理由で、「私共村々之儀ハ仁宇谷筋とハ相違、土地柄悪敷御座候故哉、茶仕立方宜敷出来不仕候二付、売払候而も仁宇谷村筋々茶より直段余程下直二御座候」と、仁宇谷よりも茶仕立方が芳しくなく、値段も低いことを主張している。その背景には、「土地柄悪敷」や輸送経費の問題に加えて、そもそも木頭山側ではイリ茶が中心であり、仁宇谷筋のヨレ茶とは茶の加工法が異なっていた点を考慮する必要がある。しかも木頭山のイリ茶は、仁宇谷のヨレ茶に比して「茶仕立方」が「宜敷出来不仕」とみなされていた。

実際、木頭山三ヶ村の茶年貢は、嘉永二年（一八四九）段階で一斤あたり銀三分八厘と、仁宇谷の銀四分二厘よりも低く設定されていた⁶⁰。仁宇谷よりも低い換銀レートで、茶年貢代銀納が幕末期まで継続していたのである。

おわりに

以上、近世山里における年貢取の特徴を、一七世紀～一九世紀にかけて、木頭村とその周辺地域を対象に解明した。最後に冒頭に提示した二つの視点にそってまとめたい。

第一は、年貢取の方法と、その変化である。

①支配の枠組み。木頭村を含む仁宇谷では、一つの村の内部に、家老山田家の給地と、ごくわずかな蔵入地（藩直轄地）とが混在していた。これは天正検地・慶長検地の対象地の区分が、そのまま支配の枠組みとして反映したあり方であり、給地と蔵入地とは共通面と差異が存在した。

②一七世紀末から一八世紀半ば。まず年貢取において共通するのは、両者とも基本的に徳島藩独特の春請制に則っていた点にある。その上で、とくに山間部であった当該地域の特徴は、検見を求めない定請（年貢率一定）と、現物納か代銀納かは百姓の自由であったこと、そして夏年貢の約三割を茶の現物納で充当させる点にあった。

一方で、給地と蔵入地との差異は、年貢上納方法にあった。給地の場合、秋年貢（米）は遅くとも一七世紀末から一八世紀半ばまで、現物納と代銀納化が併存したが、各村の蔵に納入する現物納の割合が高く、代銀納はごく一部にとどまっていた。しかし蔵入地の場合は、一七世紀末では現物納だったものの、一八世紀半ばまでの間に、代銀納が中心となっていた。こうした差異が生じた一つの理由は、蔵入地の場合は年貢量そのものが圧倒的に給地に比して少なく、かつ徳島市中に納める場合の経費負担が大きいのに対し、給地の場合は、給地内に納めれば

良かったからである。しかし、今一つの理由とは、一八世紀半ばまでの段階において、山里が展開する仁宇谷・仁宇谷北俣筋では、代銀納できるだけの銀子を十分に確保する機会が少ない点にあったと考えられる。事実、当該地域で生産した米は、中流域の給地御林での請負人への飯米販売等に依存せざるを得なかった。加えて、代銀納の場合は、指紙相場の変動に左右されやすいという課題を抱えていた。こうした地方知行制のもとでの換銀機会がいかに存在したのか。給地御林の請負と飯米販売の実態解明、あるいは年貢米取納と森林資源の請負システムとの具体的な関連は今後の課題として残されている。

③一八世紀半ばの変化。一八世紀半ばの給地支配では、宝暦六年（一七五六）の仁宇谷騒動に見られるように、i 再検地・収納升の変更による年貢米の実質的増徴、ii 年貢米記述の厳格化と銀納への誘導、そしてiii 給地百姓への夫役負担の増加等が求められた。とくにここでは「現米・現夫負担から、貨幣を介した諸負担へ」という変化を孕んでいた。こうした給地百姓への過重な負担は、山田家の地方知行経営の行き詰まりを百姓に転嫁させようとしたのが原因とも考えられる。その具体像については、史料発掘を含めた検討が今後不可欠である。

かかる年貢銀納化への転換を決定づけたのが、宝暦十二年（一七六二）の山田家の失脚とその給地の上知であった。旧給地は「山田織部上知分」として区別されながらも、基本的に蔵入地と同様の扱いとなり、年貢取も茶年貢以外はすべて代銀納へと転換を余儀なくされた。この転換は、いわば藩権力内の動向に起因したが、村々の百姓にとっては、年貢代上納が可能ただけの銀子をいかに山里で確保するかが重要な課題となり、地域の経済構造の変化を推進する契機となった。

第二は、山茶の製造・流通の展開とそれが茶年貢にもたらした変化である。

①当該地域では、近世初頭以来、山茶と楮の生産が可能で、茶畠や焼畑休閑地などで、地目を問わず栽培ないし半栽培され、年貢代替物として現物納されると同時に、山里百姓にとっては楮とならぶ重要な換銀作物でもあった。

②当初、仁宇谷・仁宇谷北俣筋や木頭山では、茶畠や（焼畑休閑期の）切畑・山畠の山茶は、五月頃に収穫され、「かう茶」ないし「イリ茶」（現在の釜炒茶）に加工されていた。しかし、一八世紀末頃に新たな加工法による後発酵茶「ヨレ茶」（現在の阿波晩茶）の生産が本格化すると、仁宇谷北俣筋の下流側および仁宇谷において、茶の産物化の動向は一気に加速し、徳島城下町などへの流通関係が成立した。ヨレ茶が徳島市中や他国でどれだけだけの需要があったのかは今後の検討課題として残されているが、少なくともヨレ茶の盛行は、年貢代銀納に必要な銀子をいかに確保するかという山里百姓の切実な課題の中で、従来から地域に

存在した換銀作物・山茶に新たな加工を施すことで実現した、産物化の一つであった。それは山里において小家を含めた村内生産者の拡大と、一方では市場経済に左右される領域の浸透をもたらした。後発酵茶であるヨレ茶は、不発酵のイリ茶よりも後発の茶であり、片岡樹氏の指摘するように、支配（年貢収取）や市場経済との密接な関係の中で展開したのである。

③山里の百姓らは、山茶の現物納から代銀納への変更を藩に要求し、これを実現させた。表向きの理由は、摘取・加工時期の遅いヨレ茶製造では夏年貢上納時に間に合わないという点にあったが、実際には、現物納よりも、ヨレ茶を販売した利益の一部で代銀納した方が、百姓側に有利であるとの判断があったと考えられる。結果的であれ、山茶と市場経済とのつながりが、年貢収取という政治的システムの側に影響をもたらしたのである。

以上のように、本稿では、i藩権力側の動向や、ii換銀作物の展開にとまない、年貢収取のあり方がいかに変化するか、その要因を探ること、近世山里の変容メカニズムの一端と、それが村の百姓生活に与えた影響を考察した。その際に留意してきた方法は、年貢収取を切口としながらも、その制度的検討にとどめるのではなく、年貢収取の実現形態を、i支配―百姓（村）との関係、そしてii年貢の一部を相殺し、あるいは代銀納のための銀子を確保するための産物の展開―本稿では茶―とをあわせて検討することで、地域が変容していく要因を探るという点であった。山茶に即していえば、山茶だけを抽出して検討するのではなく、政治権力・市場構造をふまえた地域社会の中で、山茶が地域の人々にとってもつていた意味を考察することが求められるのである。そこで見えてきたのは、一八世紀末以降の山里の経済が、〈請負システムに依存した飯米による銀子確保〉から〈産物生産による銀子確保〉という新たな段階へと展開した姿であった。

ただし、一八世紀末以降、銀子確保が可能となった産物化は、山茶だけではなかった。例えば木頭村では、寛政一二年（一八〇〇）にわずか五軒にすぎなかった紙漉人が、天保一〇年（一八三九）には二二軒と急激に増加したように、仁宇谷北俣筋では紙漉が一九世紀前半に重要な冬の生業として進展した⁶¹。また、一八世紀末からの新規作物として、切畑・取山⁶²・御林の雑木林で作られた椎茸は、その生産量を拡大させ、文化一四年（一八一七）には徳島に市中間屋が設立し、さらに文政六年（一八二三）には大坂に藩の定問屋が設置され、専売制が実施されようとした⁶³。当該地域では一八世紀末から一九世紀前半にかけて、茶・紙・椎茸といずれも山（切畑を含む）や畠で生産される換銀作物を、新たな加工法を加えることで、多角的な産物化が展開していたことになろう。したがっ

て、次に重要となるのは、これら多角的な産物化が地域社会にいかなる影響を与えたのかである。この点を今後の課題として明記し、摺筆したい。

付記

湯浅家文書の調査・利用に際し、所蔵者である湯浅幹雄氏より格別のご配慮を賜った。心より御礼申し上げる。なお、本稿はJSPS科研費Jp20K00937の助成をうけたものである。

註

- (1) 宇山孝人「阿波藩における年貢徴収の仕組みと検地帳―「春請制」を中心に―」『徳島県立文書館研究紀要』四、二〇〇三年三月。宇山孝人「阿波藩における年貢徴収研について」高橋啓先生退官記念論集編集委員会編『地域社会史への試み』原田印刷出版、二〇〇四年三月。
- (2) 水本邦彦「近世土免制とその構造」『愛媛大学法文学部論集（文学科編）』一一、一九七八年（のち水本邦彦『近世の村社会と国家』東京大学出版会、一九八七年に「近世土免制の研究」と改題のうえ所収）。
- (3) 時期は異なるが、領主の変動の中で収取方式の展開を丁寧検討する、牧原成征「一七世紀の年貢収取と村請制―信州伊那郡虎岩村を対象として―」『東京大学日本史学研究室紀要別冊近世政治史論叢』二〇一〇年三月（のち牧原成征『日本近世の秩序形成―村落・都市・身分―』東京大学出版会、二〇一二年所収）の方法に示唆を得ている。
- (4) 大賀郁夫『近世山村社会構造の研究』校倉書房、二〇〇五年、第二部第二章「椎葉山の焼畑検地」、吉田伸之「山里の分節的把握―信濃国伊那郡清内路村を事例として―」後藤雅知・吉田伸之編『山里の社会史』山川出版社、二〇一〇年。
- (5) 佐々木高明『日本の焼畑』古今書院、一九七二年。
- (6) 前掲大賀郁夫『近世山村社会構造の研究』。このほか山茶との言及はないが、一七世紀の大和国吉野郡の検地帳から、茶畠を含めた畑作景観を解明した米家泰作『中・近世山村の景観と構造』校倉書房、二〇〇二年、第三章「大和国吉野郡川上郷井戸村における近世前期の畑作景観―文祿検地・延宝検地を中心に―」や、一七世紀段階の上総国山間村落において、既に相当量の茶

- 畑が存在し、現金収入を得るための手段となっていた事実を指摘する後藤雅知「大地を拓く人びと―上総国夷隅郡笛倉村の百姓と山の利用―」『身分的周縁と近世社会―大地を拓く人びと』吉川弘文館、二〇〇六年が注目される。
- (7) 佐々木高明『稲作以前』日本放送出版協会、一九七一年、同『照葉樹林文化の道』日本放送出版協会、一九八二年。これとは別に、山茶とその製茶法の歴史について民俗学の立場から論じたものに、松下智『ヤマチャの研究―日本茶の起源・伝承を探る―』岩田書院、二〇〇二年、中村羊一郎『番茶と庶民喫茶史』吉川弘文館、二〇一五年がある。
- (8) 片岡樹「源流の向こうにあるもの―山茶の事例から照葉樹林文化論を景観論に読み替える―」『文化人類学』八八―二、二〇一三年九月。
- (9) 本稿の分析内容については、その結論のみを町田哲・石川登・内藤直樹「近世の『山里』における社会変化―景観・生業・政治権力の関わりのみなかで―」『文化人類学』八八―二、二〇一三年九月で述べている。しかし、ここでは紙幅の都合で実証過程を提示できなかった。本稿は、その後の知見や史料も加えた上で、新たに論証し直したものである。
- (10) 町田哲「近世後期の焼畑と村落構造」『歴史評論』八二五、二〇一九年一月、同「近世後期の焼畑小作と村社会―阿波国那賀郡木頭村を中心に―」『鳴門教育大学研究紀要』三五、二〇二〇年三月。なお、本稿は近世木頭村を対象とする山里の地域社会構造分析の一環でもある。
- (11) 町田哲「仁宇谷産物趣法の歴史的前提」『史窓』五二、二〇二二年三月、表三参照。
- (12) 天正一七年（一五八九）十一月三日「御検地ノ帳那西郡之内仁宇谷北股分木頭村」〔湯浅 D131〕。
- (13) 「阿淡年表秘録」『徳島県史料第一巻』徳島県、一九六四年、高橋啓「近世藩領社会の展開」『溪水社』二〇〇〇年。
- (14) 笠谷和比古『主君「押込」の構造―近世大名と家臣団―』平凡社、一九八八年。
- (15) 慶長八年（一六〇三）四月一日「那西郡内荒御検地帳」『木沢村誌』木沢村、一八二〇～一八二二頁。
- (16) 地方知行制の「形骸化」論から脱し、地方知行制下における民衆支配の実態解明を提起した、J・F・モリス『近世日本知行制の研究』清文堂出版、一九八八年の指摘は、今なお重要である。従来徳島藩研究では、寛永一七年（一六四〇）の給人による知行付百姓への裁判権の制限、承応三年（一六
- 五四）の免決定権の藩への集中をもって、地方知行制の形骸化と評価されてきたが（石躍胤史「藩制の成立と構造―阿波藩を素材にして―」藤野保編『論集幕藩体制史』雄山閣出版、一九九三年、のち石躍胤史『藩制成立期の研究』石躍胤史先生退官記念事業実行委員会、一九九八年所収）、そうした下で、なお地方知行制下で具体的な支配形態の特徴を解明する必要がある。
- (17) 羽山久男『知行絵図と村落空間―徳島・佐賀・萩・尾張藩と河内国古市郡の比較研究―』古今書院、二〇一五年。
- (18) 木頭村もその一画を占める。寛文四年（一六六四）の村高と比べて、村高と知行高がほぼ一致する村には「≡」を、村高よりも知行高が大幅に少ない村には「<」を、寛文村高が複数村に及ぶため関係が不明な場合は「？」を付した。荒田野・由岐など、山田家給地が村高の一部にとどまる村もあるが、多くの村では、村全体もしくは大半が山田家給地だったことがうかがえる。
- (19) 典拠となる史料は、那賀川流域の御林番人七名（和田与作次郎・露口貞左衛門・近藤宇右衛門・上村兵右衛門・野宮茂右衛門・岩佐八重作・野村勘助）が、旧山田家給地の御林名・四至（範囲）と、運上銀がどれだけ確保できるかを見積もり、木頭代官に提出した「山田織部上り林積帳」の控である。横石村の御林番人野村家に残された文書を、近代に徳島県が書写し、さらにこれを農林省が『日本林制史資料』（全三十巻、一九三〇～三四年、うち徳島藩は第三巻）を編纂するために採訪調査した筆耕資料である（徳川林政史研究所編『日本林制史調査資料』マイクロフィルム、雄松堂書店、一九七一年を利用）。
- (20) 町田哲「近世後期徳島藩における御林の分布と特徴」『鳴門教育大学研究紀要』三〇、二〇一五年三月。
- (21) 以上、「妙法寺永代記録」〈旧相生町〉『鶯敷町史』鶯敷町、一九八一年、一九六頁、および『上那賀町誌』上那賀町、一九八二年、一一一四～一一二二頁。
- (22) （端裏書）「木頭村」とあることから、仁宇村組頭庄屋柏木家から、仁宇谷の各村に対して要求内容とその結果が伝えられた文書の一つと考えられる。
- (23) 斗升の下に四寸角の枕木を置き、米を量ってからこれを抜き取り、その反動で米が枘内に落ち搗き減った分を、さらに補充させる徴収方法（『海部町史』徳島県海部郡海部町教育委員会、一九七一年、一五二頁）。この点、徳島県立文書館徳野隆氏よりご教示を得た。なお、本史料の記載にもとづけば、「落升」により、通常よりも一回（一斗分）あたり四合の増徴となったこと

が判明する。

- (24) 前掲宇山孝人「阿波藩における年貢徴収の仕組みと検地帳―「春請制」を中心にして―」二一・二八頁。
- (25) 例えば天和三年（一六八三）七月晦日「天和三年分夏秋御年貢通」〔湯浅 H406〕¹⁾は麦二斗九升分が「徳島手形ニ而入」、貞享三年（一六八六）七月一日「夏秋物成納通」では、山茶相殺分以外の麦一石二斗七升三合四勺が「代銀入」、正徳五年（一七一五）八月朔日「夏秋御年貢納通」〔湯浅 H4022〕では、麦七斗二升六合五勺分が「徳島納式枚」となっている。
- (26) 例えば元禄一〇年（一六九七）八月三日「夏秋御年貢納通」〔湯浅 H399〕、元文二年（一七三七）十一月三日〔同前〕「湯浅 H408」など。
- (27) 例えば元文二年（一七三七）の場合、秋年貢高一〇石七斗八升二合二勺のうち、夏年貢・肝煎給・今川次郎右衛門扶持方分を除く、高九意思二斗四升一合六勺がすべて「木頭蔵納」であった（同年十一月三日「夏秋御年貢納通」〔湯浅 H408〕）。
- (28) 例えば、貞享四年（一六八七）の場合には米一石分を徳島手形一枚で〔湯浅 H4030〕、正徳五年（一七一五）は米六斗七升分を徳島納三枚で〔湯浅 H4020〕、享保一一年（一七二六）は米三石一斗四合八勺を徳島納三枚で〔湯浅 H4217〕、それぞれ納入している。
- (29) 前掲宇山孝人「阿波藩における年貢徴収の仕組みと検地帳―「春請制」を中心にして―」。
- (30) 明和四年（一七六七）閏九月「那賀郡木頭村高御物成田島指出帳」〔湯浅 H614〕。
- (31) 天保四年二月六日「飯料大切ニ仕候儀専一ニ相心得候様被仰出村中御請書」〔湯浅 B274〕。
- (32) 天保六年（一八三五）の拝借銀の意義については、拙稿「仁宇谷産物趣法の歴史的前提」『史窓』五二、二〇二二年三月、二二―二四頁参照。
- (33) なお、最も物成高の大きい湯浅重次郎は現銀で納めずに、拝借銀以外はすべて銀札で納めている。その理由は不明で、事実の指摘にとどめたい。
- (34) 例えば明和六年（一七六九）三月三日「那賀郡木頭村高御物成指出帳」〔湯浅 D987〕。
- (35) 橋本実編『地方茶の研究』愛知県郷土資料刊行会、一九七五年、山内賀和太『阿波の茶』徳島県那賀郡相生町役場、一九八〇年。
- (36) 徳野隆「近世・近代前期における阿波の茶生産」徳島県編『阿波晩茶製
- 造技術』調査報告書』徳島県、二〇二〇年、五五頁。
- (37) 集落の外縁部に茶園が展開する景観については、前掲米家泰作『中・近世山村の景観と構造』校倉書房、二〇〇二年、一二七―一三三頁が参考になる。
- (38) 前掲佐々木高明『日本の焼畑』、三五九―三六〇頁。
- (39) 文政四年（一八二一）八月二十四日「乍恐奉願上覚」〔湯浅 I514〕。
- (40) 嘉永二年（一八四九）二月「申上覚」〔湯浅 I31①〕。
- (41) 前掲町田哲「仁宇谷産物趣法の歴史的前提」、表二。
- (42) 例えば美作国で文政六・七年（一八二三・二四）頃に記された『江見農書』では、夏の土用初めより茶を刈り、釜で茹で、切り、ゆで汁をかけながら手で揉み、筵で覆い一晩置き、翌日天日乾燥し番茶が生産されていた。ヨレ茶の製法のうち発酵過程が無いだけで、それ以外は時期も含めて共通している。中村羊一郎氏はこの事実を紹介し、四国の製茶法が決して孤立したものではないことを指摘している（前掲中村羊一郎『番茶と庶民喫茶史』二六四―二七一頁）。「かう茶」に通じる一つの可能性として記しておく。
- (43) 前掲徳島県編『阿波晩茶製造技術』調査報告書』一八五―一八八頁。なお、前掲橋本実編『地方茶の研究』四八―一九頁によると、この製法は、国境を隔てた土佐国韮生川流域（物部地域）で製造された韮生茶や、九州の釜炒茶の製法とも共通しているという。
- (44) ヨレ茶については、前掲橋本実編『地方茶の研究』（一〇頁）で紹介されている一八七四年（明治七）一月「壬申・癸酉両年分生産高取調指上帳（控）」（坂州・中西夏太郎氏所蔵）の記載がこれまで唯一のもので、山内賀和太氏もこれを現在の阿波晩茶と比定している（前掲山内賀和太『阿波の茶』一六五頁）。
- (45) 前掲橋本実編『地方茶の研究』四二―四七頁。
- (46) ちなみに、天保七年（一八三六）四月に木頭上山・平谷・古屋三ヶ村が「材木売捌積出問屋」の設置を願った文書には、平谷村の茶について次のように記している〔申上覚〕〔湯浅 E343327〕。
- 一、平谷村之義は田島無数、伐畑作而已ヲ以渡世相凌、極遠山之義故、往古兮炭仕成・樵木仕成等難引合、渡世之助ニ相成候様之諸稼、少しも無之、耕作壹筋之村方ニ而、金銀融通之道無御座、至而難洪厚キ賃村ニ而御座候、就中産物ニおゐてハ古來兮茶ヲ相仕成候而、御年貢代始諸上納銀相償、右余存ヲ以年分入用銀等融通相調兼居候へ共、近來茶之相場甚下直ニ相成候ニ付而ハ、摘小成難引合候処兮、伐畑ニ相生

シ居申茶等二おゐては手入等も相怠り、生シ方も自然と少く、年々枯失七候二付、仕成高も大二相減、只今二而は平谷七村二而大綱三千俵程之仕成高二相見、那賀郡小浜・桜谷両村商人共へ売払候直段、壹俵二付大綱平シ別紙二相記申候

平谷村は、①切畑での焼畑耕作が中心の村であり、②炭や樵木を製造しても値が引き合わず、「渡世之助」となる諸稼が少なかったこと、③以前より茶を製造し納める事で年貢・諸上納銀分にあててきたこと、④しかし近年茶値段が下直となり、茶を製造しても引き合わないことを主張し、「難渋厚キ貧村」と強調することで、材木流通に活路を見いだそうとしている。第一に、平谷村でも切畑に生える茶、つまり焼畑休閑期の山茶が収穫の中心であったこと、第二に（茶畠とは異なり）手入が少ない切畑の山茶は収穫量が不安定であったこと、第三に、それでも平谷村（七集落）で約三〇〇俵の茶が製造され、仲買のいる小浜・桜谷村に売り払われていたことが特筆される。

(47) 湯浅重次郎が組頭庄屋になった文政五年（一八二二）以降、とくに仁宇谷産物趣法が開始された天保七年（一八三六）から、取締が強化された同一一年にかけて、組頭庄屋として茶流通の実態把握に際して作成した覚書と考えられる。

(48) ヨレ茶生産の本格化を一八世紀末と判断したのは、史料10の天保期の覚書に四〇年前からとする記載があることに加え、享和二年（一八〇二）の茶年貢代銀納化を示す後掲史料12で、盆前後の上納に茶製造が間に合わない状態が生まれていたことを加味している。かう茶や初夏に製造のイリ茶ではこれまでまったく問題とならなかった、茶年貢上納時期と製造時期との重複が新たに問題化したのは、土用の頃に桶への漬込過程を二週間必要とするヨレ茶生産が、享和二年以前に急速に広がったことによると想定できるからである。

(49) 那賀川流域に、「蒸」過程を伴う煎茶（緑茶）生産が導入されたのは、幕末期になってからであった。海部郡木頭山三ヶ村には、安政元年（一八五四）に徳島通町吹田太伊五郎と宇治出身の大沢弥平が、木頭上山村内の和無田村庄屋和田義兵衛の協力のもとで茶製造所を設置し緑茶製造を開始した。文久二年（一八六二）の製造高は三五〇〇斤、同年四月に和田義兵衛は「製茶取究教諭「裁判役」に命じられたという『木頭村誌』徳島県那賀郡木頭村、一九六一年、一五三〜一五五頁）。また仁宇谷でも、慶応四年（一八六八）閏四月に「上茶製」が河口の「中島浦引請処」を経由して大坂など上方積が進められているが（慶応四年（一八六八）閏四月一日「申上覚」〔徳島県

立文書館寄託秋本家文書「キ00029000」および年欠四月一七日「書状」〔同「キ00033000」〕、この「上茶製」の製造は「茶製所」（年欠四月二三日「覚」〔同「キ00026000」〕）で行われた形跡があることから、最幕末期に煎茶生産が導入された可能性がある。

(50) 「乍恐奉願上覚」『阿波藩林政資料木頭ノ部』二一七、原文書・岡田家文書八七、『木頭村誌』徳島県那賀郡木頭村、一九六一年、五四八〜九頁。

(51) 文政六年（一八二三）三月「奉申上ル覚」〔湯浅1312③〕。

(52) 仁宇谷産物趣法下の亥一〇月（天保一〇年（一八三九）または嘉永四年（一八五一））作成の「表題欠」〔湯浅126〕は、趣法取締人である若左衛門・百合村勘田信蔵・安兵衛が元取三人に対して提出した取締案である。難解な史料だが、①仁宇谷筋村々と木頭三ヶ村で生産された茶の売先を、（他国売は）岩脇村の五軒の間屋とすれば、益銀増加につながることに、②市中売は従来通り持井で水揚するが、問屋に島屋与兵衛が命じられたあたりで困った状況に追い込まれた友吉（仲買力）に、持井での積下産物の取調と「買寄」を命じること、③（市中売は）市中の間屋四軒以外の者に売事することは禁止し、四人から益銀を徴収することなどを提案している。この時点で少なくとも、持井で水揚された茶を取り扱う問屋が、徳島市中に四軒存在していた、そのうちの一人が島屋与兵衛であったことが判明する。

(53) 町田哲「仁宇谷産物趣法の歴史的前提」『史窓』五二、二〇二二年三月、表三。

(54) 清太郎が問屋に送付した茶俵には印が記されているが、ヨレ茶の場合は鍵に分銅印、イリ茶の場合は傘に分銅印と、区別できるようにになっていた（「茶仕切送り覚」〔湯浅CB31〕）。

(55) 例えば文政一二年（一八二九）六月「覚」〔湯浅1362〕によれば、この年、組頭庄屋湯浅重次郎が小高取となり茶年貢が免除となったため、木頭組の年貢茶は一九八五斤五歩九厘に減少し、その代銀は銀八三三匁九分五厘と二分相（銀一六匁六分八厘）を合わせて、銀札八五〇目六分三八厘が銀札場に上納されることになった。茶一斤あたりの上納銀高は、この時点で銀四分二厘に上昇したことになる。

(56) 以降の茶年貢銀納継続願いでも、i 正茶上納の回避（上納期日への遅延・畠作との両立困難）、ii 銀納換銀レート維持という枠組みは、基本的に継承されていた。ただしその理由には、いくつかのバリエーションが見られる。

i-1 茶製が困難な理由として、切畑・山島での作物生産を強調する記述。猪や猿の被害や、切畑Ⅱ「極不自由之土地柄」という点を強調している点や、当該地域で盛んであった紙漉が年貢諸上納銀のために重視されていた点も興味深い。

「山分之義ハ、田島無少多分伐畑作物ヲ以渡世相凌」嘉永二年（一八四九）

〔湯浅 131①〕

「茶作方之義は、惣而奥山分筋ニ而、田地聊宛ならてハ相扣不申、第一山島作を以渡世取繋兼、尤山島作之義は猪猿等大ニ被相荒候愁も有之土地柄」安政四年（一八五七）〔湯浅 131①②〕

「茶作方之義は、惣而谷筋之奥山分筋ニ而田地無少、聊宛之畠地相扣、第一伐畑作仕、極不自由之土地柄ニ而、渡世取繋兼、飯料漸喰合セ候者無少、何れも貧民之者ニ候得ハ、色々草之根等堀取、喰物ニ仕渡世取凌、農間ニは菅簀を編、或は紙漉等之諸産業第一ニ辛苦仕相励、夏冬御年貢諸上納銀等尽力を以、無滞昨冬迄は御取立人手元へ指出来候」……「茶製之義は、田島伐畑作手入農繁之時節ニ指潰、雨天等之砌は製方大ニ手間相懸申義ニ而、作方手入之後レニも相成申」明治三年（一八七〇）〔湯浅 CB841-10〕

「茶製之義は毎年土用前ニ製仕、切畑作手入農繁ニ指潰」明治四年（一八七〇）〔湯浅 CB841-16〕

i-2 「窮人」と「相応相暮候者」とを区別し、両者ともに渡世継続が困難であるかを説明する記述。

「茶作方之儀は惣而奥山分、田地聊宛ならでハ相扣不申、第一畠作を以渡世取繋兼候土地柄ニ而、窮人共は常々草之根等堀取、其日ヲ暮兼、諸作付等も程々仕付難相調様相見へ、相応相暮候者迎も飯料漸喰合セ兼候事」嘉永七年

〔湯浅 131③〕

ii-1 早魃・風雨・地震といった自然災害による困難性と、産物や駄賃・日雇等による銀子確保の困難性とをリンクさせた記述。とくに安政地震後の安政二年（一八五五）は、前年の記述に地震被害の記述を追加させて、難澁な有り様を強調している。

「昨年之早魃山分之事故、別而早損強ク困窮弥増候上、諸産物之義も下直ニ而、自然出産物等も相減、駄賃・日雇・其日過之稼も無少、尚更不融通旁彼是以甚難澁仕居申候」嘉永七年（一八五四）〔湯浅 13③〕

「昨年之早魃山分之事故、別而早損強、聊之田地早損仕候而も御検見等は難申上ヶ場所柄ニ而、并大地震ニ付田地引割床下り石指崩、或は高山ヶ大石数

不知倒落、田島等相疼、村々ニ寄候而は屋敷替仕候者も其村方手伝助力を以漸屋敷替相調居申懸、諸産物之義も下直ニ候所分、自然於産物等も相減、駄賃・日雇・其日過之稼も無少、尚更不融通」安政二年（一八五五）〔湯浅 143-14③〕

(57) 前掲米家泰作『中・近世山村の景観と構造』および同『山村』概念の歴史性―その視点と表象をめぐって―『民衆史研究』六九、二〇〇五年五月。

(58) 例えば、明治三年（一八七〇）の場合、三月に五年間の代銀納継続を願ったが〔湯浅 CB841-14-10〕、同年四月二十九日に徳島藩牧民所からは「御用之御都合有之候ニ付正茶を以為相納候様御下知ニ相成候……」と正茶上納が命じられた〔湯浅 CB841-13〕。にもかかわらず翌五月に坂州村庄屋湯浅官太郎は、「貧民とも御救」のために銀納化、それも一斤につき銀一匁五分を再願している〔湯浅 CB841-8〕。翌年四月にも代銀納を求めた〔湯浅 CB841-16〕。

(59) 辰六月三日「覚」那賀町木頭支所蔵『阿波藩林政資料』一―五三。仁宇谷の茶年貢銀納開始直後であること、また仁宇谷の茶一斤あたりの銀納値段が銀四分五厘と、文政九年（一八二六）の銀四分とも異なることから、それ以前のものと年代比定した。なお、徳島藩では年貢茶がすべて代銀納となつたために、天保十一年（一八四〇）には御用のための茶の現物が上納されない事態に陥つた。藩中枢部はこうした事態に陥つた原因が、年貢茶の代銀納化に際して、本来ならば郡代から蔵奉行に相談があるべきところ、相談がなかつたことにあるとして、同一二年六月以降は、郡代・蔵奉行が相談の上で申し出るように命じた（藩法研究会編『藩法集3 徳島藩』創文社、一九六二年、一七八五、六二六―二八頁）。茶年貢の代銀納化が、各郡代の独自の判断で実施されていた点が注目される。

(60) 嘉永三年（一八五〇）四月「御鍛ニ付奉申上覚」前掲『阿波藩林政資料』三―二六。

(61) 町田哲「近世徳島藩における紙専売制とその展開」『徳島県立文書館研究紀要』七、二〇一七年三月。

(62) 町田哲「取山考」徳島地方史研究会編『阿波・歴史と民衆V 地域社会と権力・生活文化』和泉書院、二〇二一年。

(63) 町田哲「一九世紀前半の椎茸生産と流通―徳島藩領那賀川上流域を事例として―」塚田孝・八木滋・佐賀朝編『近世身分社会の比較史―法と社会の視点から―』清文堂出版、二〇一四年。

The Annual Tribute Paid by Early Modern Mountain Villages and Camellia Tea : A Case Study Focusing on Kito Village in Awa Domain's Naka County

MACHIDA Tetsu

This article examines how the historical character of the annual tribute paid by early modern mountain villages changed as a result of the influence of political authority and development of camellia tea production and distribution. Specifically, it focuses on Awa Domain's Kito Village, a mountain community located at the upper reaches of the Naga River in the regional fief of Tokushima domainal elder the Yamada House.

Kito Village was located primarily within the Yamada House's fief but also included a small amount of territory directly under the control of Tokushima domain. The village paid annual tribute to both the Yamada House and directly to the domain. During the late seventeenth century, the tribute paid to the Yamada House was paid in kind, whereas the tribute paid to the domain was paid in silver. However, in 1762, the Yamada House lost its position as domainal elder and was dispossessed of its territory, which was then taken over by the domain. As a result, Kito Village ceased to pay any of its tribute in kind and instead began providing it all in silver. For the peasants living in Kito Village and surrounding communities, obtaining the silver necessary to pay annual tribute became a critical issue.

At the same time, from the beginning of the early modern period, it was possible to produce both tea and mulberry. In particular, a type of camellia tea referred to as *yamacha* (mountain tea) was produced in the region's tea fields and swiddens. While a portion of this tea was paid to the Yamada House in kind, a portion of it was exchanged for silver. Consequently, it represented a vital source of cash income for the mountain villagers of Kito Village. In addition, at the end of the eighteenth century, the introduction of new processing method enabled the production of *yore* tea, a post-fermented tea. Currently, this tea is known as *Awa bancha*. That enabled the further commodification of regional tea products, giving rise to new channels of distribution connecting the region to Tokushima castle town. This led the peasants of Kito Village to request a change in the way that annual tribute was paid. Specifically, they request the right to cease providing camellia tea in kind and instead begin providing silver. Ultimately, their request was granted. When seeking to alter the method of payment, the peasants claimed that *Awa bancha* took longer to produce and process, which meant that would be unable to provide summer tribute on time. The real reason, however, was that providing tribute in silver, which was obtained from the sale of *Awa bancha*, was of greater financial benefit to the villagers. By examining the causes of this shift in the manner that annual tribute was paid and their relationship to the actions of the political authorities and development of the commodity production of mountain tea, this article was able to elucidate, in part, the structural mechanisms that transformed the early modern mountain village.